

平成31年3月第23回互理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成31年3月5日第23回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木 高行 2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄 4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子 6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子 8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一 10番 佐 藤 正 司

11番 森 義 洋 12番 大 槻 和 弘

13番 百 井 いと子 14番 鈴 木 邦 昭

15番 木 村 満 16番 熊 田 芳 子

17番 佐 藤 ア ヤ 18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐々木 人 見	企画財政課長	佐 藤 顕 一
税務課長	佐々木 厚	町民生活課長	関 本 博 之
福祉課長	佐 藤 育 弘	子ども未来課長	橋 元 栄 樹
健康推進課長	齋 藤 彰	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	齋 義 弘	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者兼会計課長	大 堀 俊 之	教育課長	岩 城 敏 夫
教育次長兼学務課長	南 條 守 一	生涯学習課長	片 岡 正 春
農業委員会事務局長	山 田 勝 徳	選挙管理委員会書記長	佐々木 人 見
代表監査委員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	西 山 茂 男	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番 渡邊重益議員、3番 小野一雄議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

14番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔14番 鈴木邦昭君 登壇〕

14番（鈴木邦昭君）14番、鈴木邦昭です。

通告に従いまして、1項目目、消防団の強化について、2項目目、役場新庁舎への喫煙所の設置について、以上2項目質問させていただきます。

まず、初めに、1項目目、消防団の強化について質問させていただきます。

1点目、総務省消防庁は、消防団が活動に必要な機材を配備しやすいように補助金が創設され、2018年度第2次補正予算案と19年度予算案に14億8,000万円計上さ

れたと聞いております。

補助対象は、土砂崩れ現場で瓦れきを除くのに必要なチェーンソー、それから自動体外式除細動器、要するにAEDですね。それから、倒壊家屋などの救助に役立つエンジンカッター、それから油圧切断機、油圧ジャッキ、そして携帯電話が不通の際に有効なトランシーバーと、この6種類が補助対象となるようであります。そして、この6種類の機材の購入費用3分の1、これを2020年度まで国が補助するという事になったようでございます。

平成25年12月に消防団の処遇改善について、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、これが成立しまして、平成26年4月1日より施行されたわけでございます。本町でも、消防団の装備の基準等のこの改正に伴って、消防団活動に必要な防火衣や防火帽、そしてまた、防火靴、長靴ですね。防火長靴、それからトランシーバーとか、そういったものを整備したと思えますけれども、この本町の消防団に対する機材の配備状況はどうなっているのか、答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま議員ご質問の本町の消防団の配備状況でございますが、消防活動用の資機材として、小型ポンプ積載車30台、消防ポンプ自動車3台、そしてその中で総務省より貸し付けさせていただいております2台の消防車両におきましては、救助資機材としてチェーンソー、エンジンカッター、油圧切断機、油圧ジャッキ等を配備しております。

また、平成23年度に東日本大震災等の教訓として、消防団員の安全対策の強化と装備品の充実を促進するため創設されました消防団員安全対策設備費補助金を活用しまして、各分団各班に対しましてトランシーバーを配備しております。

消防団員に対する資機材の配備につきましては、消防団幹部会において要望を受けたものから順次、各種補助事業等を活用しながら配備をしております。

このたび総務省が創設した補助事業につきましては、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策としまして、平成30年度7月豪雨や胆振東部地震等の大規模災害の教訓を受け、チェーンソーやエンジンカッター等の資機材整備を対象としたメニューとなっておりますが、配備の必要性につきましては消防団幹部会におきまして十分協議し検討したいと考えております。

なお、現在消防団からの強い要望で優先的に進めています事業は、小型ポンプの

更新事業であり、平成30年度から平成32年度の3カ年で整備する予定にしておるところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今、小型ポンプ車30台と、それから今後も小型ポンプ車事業に、また、ポンプ車をふやすとこういうことだと、更新ですね。失礼しました。更新していくということだと思いますけれども、私は、きょうは機材の配備ということについてお話ししたかったんですが、今、町長もお話しされましたように、西日本豪雨とか、非常に大変なときがあった。平成30年7月豪雨ということで、これは気象庁が命名したことでございますけれども、この去年の西日本豪雨について、この豪雨では被害が広範囲にわたる中、消防団の救助用機材が不足していたと。そして、思うように救助活動が進まなかったケースもあったと、こういう報道がございました。

やはり私は、機材は互理消防団全分団に必要ではないかと、この報道を聞きまして、全分団必要ではないかと私はこう思ったわけでございますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その点につきましては、担当しています総務課長のほうよりお答えをさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 鈴木議員のご質問でございます。

一応現在の状況、先ほど町長の答弁にありましたが、現在の状況につきましては、チェーンソーが3台、エンジンカッターが3台、油圧カッターが2台、油圧ジャッキが1台、それから答弁しましたトランシーバー50機ですね。それからライフジャケットが100セットとなっております。そういった中で、やはり本部の幹部会でもお話があったんですが、装備されてもいざ使い方ですね、その研修が必要だということで、まずそういった研修を今後どうやって取り入れていくかということを現在幹部会のほうでお話といいますか、協議しているところでございます。せっかく装備したものでも使いなれないと危険も伴うものですから、その辺の研修等についても今後検討していきたいということでございました。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） いろいろと厳しいかもしれませんが、まずチェーンソー3台、

エンジンカッター3台、油圧ジャッキ2台、油圧切断機が2台ですか。油圧ジャッキが1台。トランシーバーが50台とこういうふうに、AEDがゼロなんですね。今回AEDも入っているんですよ。そういった中で、やはりAEDも十分これは必要じゃないかなと私は思うんですね。また後でこれは質問しますけれども、この機材をそろえとなると、やはり予算の問題になろうかと思えます。

先日、企画財政課からも全協で説明ありましたが、亘理町の財政状況は大変厳しいと、こういうお話がありました。そしてまた、事業の見直しもあったわけでございます。しかし、やはり消防団が活動に必要な機材を配備するということは、これは本当に非常に大事ではないかと私はこう思うわけでございます。しかも、機材の購入費用ですね。これが3分の1国で補助するわけですよ。そういった中で、やはり町で負担する、全額町で負担するわけじゃないんですね。そういうことで、やはり補助金を利用して機材をそろえるということについての考え、伺います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 鈴木議員おっしゃるとおり、限られた財源で今、せつかくの補助でございますので活用はしていきたいと思えますけれども、やはりその今おっしゃったAEDの関係も研修といいますか、救急救命のそういった研修も実施していかなければいけません。それで、消防団活動もなかなか自分の仕事をお持ちしながら実施していただくので、そういった時間的なことも今後幹部会でよく話し合いまして、なるべく取り入れていけるように検討していきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今、補助制度のことを言いましたけれども、補助制度は公表したものの、それは2020年度までとなっておりますから、緊急対策が2020年度までとこういうことを踏まえて、計画的に消防団の装備充実を進めるということは、私は非常に大事ではないかと思うように思います。

平成26年の3月、私は消防団の装備の件で質問いたしました。そのときに、元町長ですね、元町長は、答弁の中に、「機材を使いこなす講習会の講習義務などで消防団員の減少につながることにならないか懸念している」と、先ほど総務課長も言いましたけれども、ただ、やはり私はそういう答弁はいただきましたけれども、しかし、そうは思いません。やはりこの安全上、周囲などについては消防団員の方々が講習受けられるようにするべきではないかと。AEDはゼロですけども、AED

Dは覚えれば、私も今、AEDの講習を受けて4回ほど受けています。何とか操作はできますけれども、そういった形でやはり講習を受けられるようにする。そして、AEDを受けておくことによって、消防団員の方が例えば仙台に会社があった。その途中で誰かが倒れていた。この亘理町の消防団員がAEDを持ってきて人を助けた。これは大変なことだと思いますよ。そういった中で、やはり消防団員の方もそういうことも大事ではないかこう思います。

そして、何と言っても、やはり亘理消防署と連携をとる。こう思いますけれども、こういったことが重要だと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 今の前向きなご発言、まことにありがとうございます。やはり町民の安全・安心を考えますと、そういうことも重要であることは認識をしているところでございますので、できれば前向きにその辺は進めて、消防団としても活動の中にそういうものを進めていけるようにいろいろ検討してまいりたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ぜひ考えていただきたいとこのように思います。

2点目に入ります。

現在、日本全国の市町村、消防団のなり手不足というのが悩みということでございます。本町でも、消防団員が減っております。そういった中で、消防団のなり手不足に対する本町の取り組みについて、答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 本町の消防団員数につきましては、東日本大震災以降、消防団員のサラリーマン化や居住地の変更に伴いまして、毎年減少傾向となっております。その対策としまして、平成27年度より若干ではありますが、出動時の手当となります費用弁償の増額や町のホームページ、広報わたり、回覧によるPR活動を実施してまいりましたが、なかなか大きな効果は見られなかったのが現状でございます。

しかしながら、昨年9月定例会で条例改正のご承認をいただきました機能別消防団員制度を導入しましたところ、平成31年2月1日時点で29名の方に入団をいただき、消防団員数の増加につながりました。

今後も他市町村の事例等を参考にしまして、本町に合った新たな取り組みにより

消防団員の増員に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今、町長の答弁を聞きまして、やはりちょっと厳しいのかなど。その反面、やはり機能別消防団が29名入団したということで、これはまたすばらしいなと思って聞かせていただきましたけれども、本町の消防団員の今町長も言いました定員、任免、給与、服務等に関する条例、これを見ますと、年額、消防団の団員の方には4万2,000円、このようになっております。それで、これが国で示しているのが、3万6,500円以上とこういう金額になっております。その中において、やはり亘理町は5,500円増の大きな金額で、大きなと言えるかどうかわかりませんが、でもすばらしい金額を出しているのではないかと私はこのように思ったわけでございます。

この年額報酬、それから出動手当というのは、これ交付税でたしか措置されているんじゃないかなとこう思います。ですから、やはり4万2,000円といっても、町としてはそれほど響くような金額ではないのかなとこう思います。

先ほど町長言いましたが、本町のホームページにも消防団募集ということでありました。私はここで一番主な待遇というところを見てみました。そこには「年間報酬数万円程度や、災害活動や訓練に出動した際の出動手当数千円程度が支給されます。また、公務災害補償、退職報償金、各種報償等があります」とこのようになっていますけれども、この程度というのはね、何か余りにもこれ入れないほうがいいんじゃないかなど。何かこんな程度かというような感じに受け取るような気がするんですよね。ですから、年間報酬とか出動手当出ますよというそういう形も入れたらどうかと私はこう思ったんです。報酬金については条例でも出しているわけです。それから、退職報償金については、宮城県非常勤消防団員補償報償組合条例、この条例で金額も全部出ているわけですよ。そういった中で、この金額をやはり入れた要するに募集チラシ、これを作成して周知、啓発をするということについていかがかなと思います。

その前に、それに対して金額を入れると何か問題があるのかどうか、それも伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これは担当しています総務課長のほうからお答えをさせていただきます。

ます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 金額を入れると問題というのではないんですけれども、やはり基本的に消防団員、ボランティアということがあるものですから、今までの経過的なことを申し上げますと、そういった程度といった表現を使っていたと思いますが、今後、その程度の表現が正しいかどうかということにはちょっと今判断が難しいところなんですけれども、やはりその辺についても今後の団員の加入について、幹部会のほうでよく協議させていただきまして、その表現についてもいろいろ検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今、ボランティアということを行いましたけれども、これは全国各地全部条例を出していました。見てみましたら、やはり4万2,000円というのは、結構亘理町はいい金額だなと思って見させていただきましたけれども、この亘理町の今言ったように金額が高かったと。しかし、このボランティア、私はこのボランティアというのは余り出さないほうがいいのかと、やはりそういうふうに思うんですね。先ほども言いましたように、退職報償金、宮城県の非常勤消防団員補償報償組合の補償条例、この条例で定められているわけですから、この報償金額についてもやはり5年以上勤務して10年未満、これも全部コピーには入っていますね。こういった形で見ますと、5年以上10年未満が20万円いただけるんです。ですから、5年勤務しなきゃいけないということですね。ですから、こういったこともやはり私は入れるのはどうなのかなとこう思ったわけでございます。こういったものをやはり年額報酬、それから退職報償金、わかりやすく入れて、それで周知・啓発を行っていくというのも私は大事ではないかなとこのように思います。

よその町でしたけれども、団員の年額報酬金、団員に渡さなかったそうです。団員に渡さず、分団で積み立てをして、そして旅行会とか、それからご苦労さん会、何かそういったものを開いていたというところもあったと私は聞いておりますけれども、本町では団員の方々にはこの報酬金はどのように支給されているのか。手渡しなのか、それとも個人振り込みなのか、その点ちょっと伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらのほうも総務課長のほうから答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 全ての分団といいますか、その状況で同じような状況ではないと思いますが、確かに議員おっしゃるとおり、その班とかにおいては積み立てというふうな形にしているところもあるようでございますが、全てがそういったやり方をしているという認識はありません。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 全てというよりも、今、よその町のことを出しましたので、それぞれのやはり分団の考えもあると思います。やはりそれによって少しでもコミュニケーションをとったりという考えもあるんでしょう。やはりそういった形でやっている分団もあるかと思えますけれども、そのこのところですね、今総務省のほうでたしか聞き取り調査か何かやっているんじゃないかなと思います。団員の方に渡すようにとか何か、そういったことがあったんじゃないかなと私は思っております。一応、そういうことで、3点目に入ります。

車両総重量が3.5トン以上7.5トン未満の消防自動車は、平成29年3月道路交通法が改正になり、準中型免許が必要となりました。議会でもこれ、総務課長から以前報告を受けていますね。そういった中で、本町消防団で所有する総重量3.5トン以上7.5トン未満がこの消防自動車は4台あると私は聞いております。消防自動車に係るこの準中型免許に伴う消防団員の対応はどのような対応をとっているのか、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員からの今ご質問のとおり、道路交通法の改正に伴いまして、平成29年3月12日から総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車が準中型自動車となりました。これに対応する免許として準中型免許が新設され、平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる消防車両も3.5トン未満となりました。

現在、本町消防団で所有しております3.5トン以上の消防自動車は4台ございますが、その車両を配備している所属班の団員で、この法改正により車両が運転できない団員の入団は現在のところございません。

しかしながら、今後、若い団員が入団した際に該当となる場合も考えられますことから、他市町村で実施しております助成事業等の制定の検討や、老朽化した消防ポンプ自動車を更新する際には3.5トン未満の車両を導入するといったことで対策

を講じていきたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 準中型免許が新設されましたが、これを見ますと本当に面倒くさいなど私思ったんですね。いろいろな中型免許、大型免許となっていくんですね。そういう形で普通免許で運転できる車両総重量というのが、今町長おっしゃいましたように3.5トン未満となったわけでございますけれども、この団員の入れかわりが進めば、今言われましたね。3.5トン以上7.5トン未満の分団のポンプ車を運転できない分団がやはり出てくるのではないかと。私もこれは危惧するわけでございます。

そのような観点から、やはり互理消防団のなり手不足対策、その一つとして、よその自治体のホームページなど見ますと、消防団員が準中型免許を取得する経費、それからオートマ限定免許の団員がオートマ限定解除を行う場合の経費など、これが補助金を出しているという自治体がございます。それには、消防団員自動車運転免許取得費補助事業実施要綱、これを作成して補助事業を行っているということでございます。ちょっと調べてみましたら、随分結構ありますね。一応、山梨県が一番多かったように思います。山梨市とか、山梨県の身延町、富士川町、それから鳥取県の伯耆町、群馬県の吉川町、千葉県の上野市、石川県能登町、まだまだいっぱいありました。そういったものをやはりそのそれぞれの自治体を参考にして、消防自動車の運転者と消防団員を確保するという、要するになり手不足ですね。消防団員を確保するということについての考えを伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これも総務課長のほうからお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） ただいま町長の答弁の中にありましたけれども、最後のほうですが、やはり助成事業の制定の検討というのも、これも消防団の幹部と今後検討していきたいと思っております。ただ、やはりほかの自治体の状況とかもお話聞きますと、免許を助成してその免許をとったのはいいけれども、すぐ退団してしまったとか、そういった例もあるようなので、その辺についても誓約書とかとっているような自治体もあるようでございます。だから、その辺のあり方も、例えば今までの在籍年数が何年、免許の補助をいただいて今後は何年間は必ず団員として活躍し

たいというふうな確約みたいなものですね。そういったことも取り入れながら進めるのがいいのではないかなと思っておりますので、その辺についても幹部会のほうでよく検討していきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） そこは本町のほうでいい方向を拾って、何ととっても今、消防団の減少が続いているわけでございますので、やはり何かを考えなければふえないだろうと、こう私は思うわけでございます。ぜひ考えていただきたいとこう思うわけでございます。

2項目目に入ります。

役場新庁舎への喫煙所の設置について質問します。

他人が吸うたばこの煙にさらされる受動喫煙を防ぐ対策を強化する改正健康増進法、これが昨年7月18日成立いたしました。これまでは努力義務だったこの法律が、受動喫煙防止を義務化することになったわけでございます。この多くの人を使用する施設、学校や病院、行政機関など、第1種施設と言われてはいますが、これは役場庁舎も入ります。敷地内原則禁煙とし、本年7月1日から、受動喫煙が起きない屋外の決められた場所でしか喫煙ができないとこのようになったわけでございます。要するに、一定の条件を満たせば屋外に喫煙所が設置できるということになったわけです。屋外喫煙所については、喫煙場所がまず区画されている。そしてまた、その旨を示す標識が掲示されている。そして、通常、施設の利用者が立ち入らない場所、そうであれば、設置が認められるというようでございます。

このように厳しくなったわけで、喫煙者の方は本当に大変なこれから日になるんじゃないかと、ストレスもまたたまっていくんじゃないかなと私は思ったんですけども、昨年3月の定例会で、17回亘理町議会定例会会議録を見ましたら、前町長ですね。前町長の答弁の中に、「平成31年度に完成する役場庁舎、保健福祉センターについては建物内禁煙とし、敷地内に」、敷地内ですよ。「敷地内に専用の喫煙室を設置する予定となっております」、このような答弁がございました。

さて、それでは、本町新庁舎の敷地内に喫煙所の設置についてどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員ご指摘のように、健康増進法の一部を改正する法律は、望まな

い受動喫煙をなくす、受動喫煙による健康影響が大きい子供、患者等に配慮する、施設の類型・場所ごとに対策を実施するとの基本的な考え方にに基づき改正されたものでございます。行政機関では、学校や病院、児童福祉施設等と同様に、多数の者が利用する施設等に位置づけられ、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができる旨、定められたところでございます。

新庁舎における喫煙場所につきましては、法改正の趣旨を踏まえ、新庁舎屋外に受動喫煙を防止するための必要な措置を講じた喫煙場所を設置する予定としておりますが、法律が期待する地方公共団体の責務として、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するため、国や県のほか、多数の者が利用する施設等と相互に連携を図りながら、望まない受動喫煙が生じないように努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 先ほど私、前町長の答弁を話しましたがけれども、このときはまだ改正健康増進法が成立していなかったために、あのような答弁になったのかなと私は思っておりました。とにかく、この敷地内では喫煙はできないという法律ができたわけです。

それでは、ちょっとお聞きしますけれども、本庁新庁舎の敷地内とは、どこまでを敷地内というのか。公共ゾーン内全域を敷地内というのか、それともこの道路で区切っていますけれども、これの中を敷地内というのか。また、附属棟が3棟できましたね。道路の北側のほうに。それも含めて敷地内というのか。その件をちょっとお聞きしたいなとこのように思います。そしてまた、やはり敷地内と公共ゾーンとなれば、また全然変わってきますから、そのところを答弁お願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） では、こちらを担当しております企画財政課長よりお答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 改正された健康増進法の中で、行政機関の定義が定義づけられておりまして、行政機関、その事務を処理するために使用する施設に限るというような条文がございまして、おっしゃるとおり公共ゾーン全体という13ヘクター

ルの広大な土地になってしまいますけれども、当方で今想定しておりますのは、役場庁舎と保健福祉センターと、あとは周辺の来庁者とか公用車駐車場など、外構も含んだ、先ほどお話のあったとおりイメージ的には構内道路で区切られた田んぼの田のところ、あとはその北側に設置する防災備蓄倉庫、そこも含めるかどうかというところもあるんですが、そこは正直国、県と今調整させていただいているところなので、そこは慎重に法令遵守で対応していきたいと思います。

イメージ的には、定義づけられた行政機関の範囲内ということで限定したいというふうに考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 確かに健康増進法の一部を改正する法律、これを見ますと、第1種施設のところは「多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設、その他の受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに」というのがありましたので、「国及び地方公共団体の行政機関の庁舎」というのがございました。それで、今言われた括弧書きのところが企財課長が言われたことかなと思いますけれども、この使用する施設に限ると。そういうことで、そうすると場所とすれば、この新庁舎の外側と、このゾーンのじゃなくてですね。庁舎の外側ということですね。失敗しないように後で壊されたとか、罰則もありますので、後でまた罰則の件はお話ししますけれども、それは気をつけなきゃいけないと私はこう思います。でよろしいですね。（「はい」の声あり）

それで、私は、この新庁舎建設に当たりまして、やはり喫煙所における今度は喫煙者のマナーについてちょっとお話しさせていただきたいと思います。マナーについてですね。山田町長にちょっとお聞きしますけれども、山田町長、女川原発行かれたことはございますか。女川原発。なければ、後で答弁いただきます。女川原発で働いている各業者が入っている大きな建物があるんですけれども、そこに約100社くらい入っているというのを聞いております。そこに喫煙室があるんですよ。もし行かれて、その喫煙室でたばこを吸われたかどうか、その喫煙室を確認されたかどうか、それちょっとお聞きしたいんですが。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 済みません。私、まだ女川原発の中には入ったことございませんが、震災前の東京福島第一原発には行ったことがありまして、そのときはまだ中に喫煙

所があったのを覚えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今、なぜ私このような質問をしたかと言いますと、喫煙室というのは、私も見ました。喫煙室、外側から中が見えるんです。要するにガラス張りになっているんですよ。誰が吸っているかというのも見えます。それで、ガラスというよりも厚いアクリル板かなと思いましたけれども、そしてそこには大きな分煙機がありました。大きくなって、こんな大きなこのぐらいの大きな分煙機ですね。その分煙機があるために、中に入ってもほとんどにおいがしない。

そういったことで、やはりそういうものが設置されていまして、やはり本町もこのように外から誰が吸っているとかそういう問題なくして、やはり外から見える、要するにアクリル板で囲ったような、中が見えないように囲うんじゃなくて、中が見えるように、そしてやはり大型のその分煙機を設置すると。こういうことに関してどのように考えますか、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらに関しましては、法令遵守といいますか、法令にのっとってそういうものを考えていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） それで、ここでマナーにちょっと入りたいんですけれども、女川原発で働いている方々ですね、業者の方々、喫煙時間というのをきちっと守っていました。それで、午前訪問したときは、10時に休憩で10分あるということで、大体10時一、二分後にぞろぞろ入ってくるんですね、喫煙室に。そして、大体10時一、二分後にはもう全員はけるんですよ。いなくなるんです。午後訪問したとき、3時だったんですが、やはり同じだったんです。

こういった形で、本町とやはり業者、そういった業者との仕事の違いというのはあると思いますけれども、やはり私はマナーは業者の方も職員の方も同じではないかと思うんです。何を私言いたいかというと、後でまた質問しますけれども、やはりこの2月19日ですか、2月19日、河北新報で報道されました。「登米市、勤務中の禁煙」という見出しで、職員の勤務時間中の喫煙について、登米市と多賀城市は勤務時間中の喫煙は全面禁煙とこう厳しいルールをつくっているようでございます。というそういう報道がありましたね。これは皆さんご存じだと思いますけれ

ども、宮城県ではこの二つの市だけ、登米市と多賀城市だけだということも新聞には載っておりました。

では、本町では、この職員に対する喫煙マナー、時間を含めてどのような指導をされているのか、この点答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これに関しましては、総務課長のほうよりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 今、鈴木議員のご質問でございますが、確かに女川原発のような工事的な職場とは違いますので、基本的には休息・休憩時間が設けられております。ただ、やはり窓口の対応とか、来客の対応とか、そういったこともございますので、基本とする休憩・休息時間にはコーヒーとかを飲むのと同じように喫煙ができるということを基本としておりますが、ただ、やはり今申し上げましたとおり、その職務状況によってはそういった時間がとれない場合もありますので、その範囲内でできるようにということで通常からお話ししております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 私はたばこは吸うなどか、そういうことを言っているわけじゃなくて、やはり職員の中にはたばこも吸わない方もいらっしゃるわけです。ですから、やはりそういった方も考えてよく喫煙されたほうがいいのかなとこう思ったわけでございます。

私は早速、多賀城と登米市、電話して確認しました。登米市に確認したところ、やはりあのよう報道されましたから、登米市では今担当者がいないので答えられませんとこういう話だったんです。電話で。今度は多賀城市に電話したら、やはり多賀城市はしっかり守っているというのがわかりました。なぜかという、すぐそのお話に私が質問したものにのってきまして、朝は8時半から課業開始となるので、喫煙者は早目に来て、そして喫煙すると。8時半前には、朝礼が8時半からあるために、8時半前には机には座っております。それで、喫煙者は休み時間、喫煙者と限らず休み時間は10時からの10分と12時からの1時間、それから3時からの10分、こういう中で喫煙ということでした。ただし、やはり市民の方々対応するわけですね。亘理町であれば、亘理町民を対応するわけですから、休み時間って、私

10時10分休み時間なのでもう少し待ってくださいとこういうことは言えないですね。そういった中で、やはり多賀城でも窓口の持っている職員は、休み時間を当番制にするとか、それから職員の休憩時間をずらすんだそうです。これは先ほど総務課長も言われたとおりですね。休憩の中で喫煙していると、こういうことであります。私、それを聞いて、喫煙時間とか喫煙マナーはしっかり守っているんだなということを感じたわけです。

本町では、現在の仮庁舎、私も見る限りではですよ、これは間違っていたら申しわけないと思いますけれども、8時半過ぎ、朝礼終わってだと思えますけれども、8時半過ぎに四、五人ぐらい集まって大声で話している。何なんだと、これが町民の方から言われて私は五、六年前、ある課長にお話ししましたら、二、三週間ぐらい守られましたね。その後はまた同じに戻りました。それから、一番ひどいのはくわえたばこでスマホをいじっていた方がいました。このように、やはり職員のこの喫煙マナーについて、喫煙時間はやはり10分以内で喫煙終わり次第、こういったことをやはりすぐ席につけというようなことを言うべきではないかなとこう思ったわけでございます。

きのうも定例会の中でお話ありましたけれども、喫煙ではなくね。済みません。亘理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例ありましたね。そのとき私、質問しようかと思いましたがけれども、きょう一般質問するために質問しませんでした。それから、ここに規則というのがありますね。その中に、休憩時間というのがありますね。それで、休憩時間のところ、6時間を超え8時間以下の場合においては、少なくとも45分の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。この45分というのは、たばこを吸う時間が45分ということでしょうか。これがちょっと私もそういうふうに取り取ってしまいまして、後でこれは答弁いただきますけれども、そういうふうには私は思ったわけでございます。ですから、私はたばこを吸うとかそういうことじゃないんです。もう鼻からやに出るほど吸ってもいいんです。そういう形でやはり、いや、これは本当に冗談抜きでそれだけががんがん吸っていいですよ。ただし、肺が真っ黒になってもいいんです。それはその人の考えでしょうから。ただ、やはり時間、マナー、これだけはきちっと守る。これが公務員じゃないかなと私は思うわけでございますけれども、たばこも吸わない方、こういった方の業務のしわ寄せはこの吸わない方、職員にですね、そういった行く場合もあるんじゃない

かと私は思うんですね。それから、たばこを吸わない職員にやはりこういった迷惑はかけない。こういう喫煙をさせることについていかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件に関して総務課長のほうからお答えいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 鈴木議員のご質問でございますが、職員としての服務的なことも大変ございます。確かに先ほど指摘あったように、8時半過ぎに四、五人して騒いでいたとか、やはり立ち話をしていたとか、そういった苦情が確かにあったとは認識しておりますが、やはり基本的となる休憩・休息时间、45分の関係については昼休みといいますか、それにプラスして15分与えているわけなんですけど、やはり基本を守りつつ、その職場に合った対応をしていきたいと思っておりますし、なお、吸う職員、吸わない職員ともその職場の環境といいますか、コミュニケーションを第一として考えていきたいと思っておりますし、改めてそのサービスの徹底については、今後開催する課長会議等で通知したいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 休息时间、今言った規則の中でですね。規則の中に第6条に休息时间、ここには休息時間を一斉に与えないことができると。職員及び公所というのが税務課、町民生活課、福祉課、子ども未来課、健康推進課、会計課、各町民連絡所の窓口の担当職員とこのようになっていますね。それから、亘理町立図書館の職員、亘理町立郷土資料館の職員、その他町長が特に必要とあると認めた職員と、このように6条に載っております。ぜひですね、その前に地方公務員法第6節の服務、服務の基本、根本基本、第30条、それから服務に専念する義務、第35条、これをもう一度職員の方々に復習させると。そしてまた、課長方ももう一度ここを読んで、そしてしっかりと教えてあげませんと、やはり町民の方々の目があるんです。今度は新庁舎に行ったら、もう大変ですね。そういったこともありますので、ぜひそのところをお願いしたいと。そういうところを考えていただきたいと思うわけでございます。

ですから、職員の方にそれを誰が言うかということ、やはりここにいる課長以上の幹部の方じゃないかと私は思いますよ。班長とか、また、職員の方、おまえ言っ

こいじゃなくて、ここにいらっしゃる課長以上の幹部の方々がやはりしっかりしなきゃいけない。見本を示さなければいけないのではないかとこう思います。

それから、たばこを吸わない方もいらっしゃるでしょう。「俺はたばこ吸わないから知らない」じゃなくて、やはりマナーが悪い職員もいらっしゃる。そして、自覚の足りない職員、こういった方を見たら、やはり注意をすべきではないかと。私は、これが管理職ではないかこのように思うわけでございます。そして、何と言っても、一番てっぺんにいる町長、申しわけありませんが、町長、しっかりした対応をとらなければ、これは職員もやはり喫煙時間に対して守るんじゃないかと、しっかりした対応をとれば、もうがちり言えば、やはり町長の一言だと思えます。こういったことですね、やはりぜひ新庁舎に移っても、前回の旧仮庁舎と何ら変わらなかったと、こういうことを言われぬようにぜひしていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） まず、管理職といいますか、含めて、先ほど総務課長から申し上げましたように、課長会議等を通して職員皆に喫煙マナーに関しまして通知するとともに、やはり新庁舎になりますと、それだけ皆さん、町民の皆さんから目立つようになりますので、その辺も含めて厳重にそのようなマナーを守るように徹底していきたいと思えます。ありがとうございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ぜひ、よろしくお願ひしたいとこのように思います。

第1種施設となる庁舎、これは敷地内禁煙となって、施行日は本年7月1日からこうなっているわけですがけれども、屋外喫煙所については、喫煙場所が区画されて、それを示す標識を掲示しなければならない。このようにあります。現在、仮庁舎の本年7月1日以降の、現在のですね、仕事をされている仮庁舎の本年7月以降の喫煙場所についてどのような対策をとるのか、これについて伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） こちらも法令に規定のとおり、今、議員もおっしゃられましたけれども、喫煙する場所である旨を記載した標識を提示する。あとは施設の利用者が通常立ち入れない場所に設置するなど、そういった法令遵守に基づいて7月1日まで適切な設置に努めていきたいと考えているところです。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 最後になりますけれども、第1種施設となりますと、学校も入っております。現在、本町の小中学校では完全禁煙とこのようになっていると思いますけれども、本年7月1日から、条件を満たした屋外に喫煙所を設置、喫煙ができるとなりましたけれども、現在喫煙されている先生方には今後どのような喫煙指導をされるのか、伺います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 今現在、全面禁煙というふうになっておりますので、今後も全面禁煙ということで校地内ですね、そのようにやっていきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 先生方は屋外で出て吸っているという先生いないと思いますけれども、今、SNSが随分進んでおります。これで配信されると大変でございます。個人にも罰則がございます。県の指導や勧告命令に従わない違反者には罰則適用、禁煙場所で喫煙した個人に30万円以下の過料が科せられます。それから、喫煙場所に灰皿など喫煙器具や設備を設けるなどした施設管理者です。今度は施設管理者に50万円以下の過料が科せられます。このような大変厳しい罰則が来ております。今回、改正健康増進法が成立して、たばこの好きな方々にはちょっと厳しいかなとは思いますが、たばこの煙が苦手な人にとってはありがたい第一歩ではないかこのように思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

次に、15番。木村 満議員、登壇。

〔15番 木村 満 君 登壇〕

15番（木村 満君） 15番、木村でございます。

今回は入札制度の見直し、それから海水浴場の再開についての2点、質問させていただきます。

平成28年の10月に、入札制度におきましては官製談合事件が発覚しました。その後、平成28年12月14日に入札制度の改革を実施した上で再開したものであります。

私自身も議員の職責であります批判監視という部分においては、何かしらの責任が

あったものと感じておるところでありますし、今回の本入札制度改革案に関しましては、私自身も同意したものでありますが、実際に約2年間の運営を見ていく中で、少し改善したほうがいいのではないかと感じる点があったので、今回の質問に至っております。

具体的には、総論としては担い手、将来工事の担い手育成の観点、それから入札制度の適正化の観点、この2点でございます。そして、各論としては、通告どおり6点ありますので、1問ずつ質問させていただきます。

担い手育成の重要性についてですが、こちらについては担い手工事の育成という観点自体は、平成26年の建設業法の改正の中で確実に明記されました。その背景といたしまして、建設投資の大幅な減少によるダンピング受注、こちらによって下請企業へのしわ寄せが、あと働いている方へのしわ寄せが行われたことによる離職率の増加、それから入職者の減少ですね。これらのことを懸念して、建設業法の改正の中に明記されたものであります。

ただ、本町においては、復興工事の需要が増加したことによって、これまでにながらみの公共工事の発注が行われたものであります。平成32年度の復興期間、これが終了することに伴って、公共工事が激減することは明らかであります。

そこでお伺いいたします。今後のこの将来工事の担い手の育成の重要性というものをどのように捉えているのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまのご質問でございますが、町では、平成28年12月に入札制度改革に係る基本方針を取りまとめたほか、実施計画書を策定し、入札制度の透明性・競争性・公正性の確保を目的としまして、さまざまな改革に取り組んできたところであります。入札制度改革以前は95%台であった落札率が、平成30年度は85%台となるなど、一連の入札制度改革に関する取り組みは一定の効果があったものと認識しております。

一方、担い手育成の重要性は認識しているところでございますが、亘理町指名競争入札参加基準において、町内に本店または支店を有する者が施工可能な工事については、優先的に指名することができる旨を定めており、特に建設工事に係る指名競争入札については、町内業者を中心に指名しているほか、平成30年度工事案件における一般競争入札の落札状況を見ても、町内業者が9割近い受注額を占めるなど、

現時点においては町内業者の保護・育成は図られているものと認識しております。

なお、平成32年度以降につきましては、震災復興期間の終了に伴い、公共工事の減少が見込まれるところでございますが、入札制度の透明性・競争性・公正性を確保した上で、町内業者の保護・育成が図れるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 確かに現在は競争性のほうに少し重きを置いたとしても、公共工事の量が多いですからそれで育成が図られているというような観点もあるんだとは思いますが。しかしながら、今ご答弁いただいたとおり、復興工事終了後においては、何かしらの配慮が必要だというようなご答弁だったわけでありましてけれども、この人材の育成というものは長期間の視点に立たなければならなくて、その人材育成の必要性自体が顕在化してからは、どうしても遅いというふうに考えておりますので、その辺のご判断をどのように考えているのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 先ほど町長が答弁したとおり、町では指名競争入札において町内業者を優先的に指名したり、また、工事案件において一般競争入札落札状況でも県内業者が9割近い受注額を占めるということで、町内業者の保護・育成は図られているというふうに認識しているところでございまして、その中で人材育成については、町内業者の保護・育成が図られている中で、企業内の自助努力も一定程度は期待したいと考えているところです。また、県では、現在新みやぎ建設産業振興プランというものを策定して、それに基づいて県内の建設業を担う人材の確保・育成に努めておりますので、県とそこは連携を図って、可能な限り町内業者の人材育成に努めていきたいと考えているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 確かに県もそうなんですけれども、厚労省のほうでも建設業の例えば玉がけであったり、そういった資格を取る際に、賃金補助であったり、資格の経費補助というのをを出しておりますので、国、県を挙げてやっていると思っております。しかしながら、9割ということではなくて、やはりその額的な問題のものの方が問題なのかなと思うんですが、その点につきましては次以降の質問に絡みますので、このまま（2）に入らせていただきます。

(2) 工事価格ごとに入札参加資格でありますこの経審の点数を変えてはどうかという点なんですけれども、これは本町においては昨日の議案案件の際に700点が基準であってということで、ただ、800点なり900点の工事もあったわけでありましてけれども、一般的にはもう少し細分化して運用されております。これは宮城県においてもそうですし、他の市町村においても大部分がそのような運営をしておるところであります。

これ、根拠としてはどこいら辺にこの根拠があるのかなというふうにちょっと調べてみますと、これ概要としては、中央建設業審議会の入札の合理化対策という中でも答申しておる内容になります。建設業者の施工能力に応じた発注を行い、適正な工事施工を確保することが一つ、もう一つは、工事の適正な分配に配慮することを目的に、競争参加資格の点数ごとに参加可能となる工事を決定するということが2つ目であります。本町においてはこの制度を採用せず、個別に判断なさっているわけですが、その理由についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今の経審の点数を定めてはというような質問でございますが、本町におきましては、入札参加条件の総合評定値につきましては、基本的に、工事の予定価格にかかわらず、同一の点数を評価基準としているところでございますが、大規模な工事や高い技術力が必要と判断される工事などにつきましては、例えば新庁舎・保健福祉センター建設工事に係る入札の際には、総合評定値を1,100点以上に設定したなど、宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規定に定める基準等を参考に、個別に総合評定値を設定し、入札参加条件としているところでございます。

予定価格ごとに総合評定値を細分化し、入札参加業者のすみ分けを図ることの是非につきましては、先ほど答弁いたしました町内業者と町外業者で異なる評定値を用いた評価基準を入札参加条件とすることと同様、他の自治体の運用状況を検証するほか、入札監視委員会等の専門家の意見等も参考にしながら、あくまでも透明性・競争性・公正性の確保や担い手育成の観点を考慮した上で、慎重に検討していきたいと考えています。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 実際にこの経審の点数ですね、個別案件によって1,100点であった

り、900点であったりと定めるわけなんですけれども、何でこの工事の場合には点数が700点ではなくしたのかとか、その理由ですね。そういったものというのを公表なされているのかどうか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 先ほどもお話あったとおり、町では工事案件ごとに総合評定値を設定して、それ以外の案件ですね。基準から離れる場合には指名委員会等で決定しておりまして、その評点や入札公報に記載するその参加条件の中で、総合評定値を公表していますけれども、その設定理由とか、点数の妥当性等は現時点では公表していないのが現状でございます。その評定値の設定理由なり、点数の妥当性の公表の是非という点に関しては、ほかの自治体の事例であるとか、入札監視委員会の専門家の意見なども踏まえまして、その合理性なり妥当性なりも検討していかなければならないというふうに考えているところです。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 入札制度については改革中ということも私自身理解しておりますので、その点はここでということではなくて、ぜひ会議の場等々で検討いただければと思います。

（3）総合評価制度についてに入らせていただきます。

総合評価制度の実施については、これはもう本当にますます今後重要になる施策であると考えております。ただ、宮城県内においては残念ながら厳密な運営をしているところは数少ないんですけれども、簡易的な運用をしているところというのは多々見受けられるように感じます。そしてまた、宮城県自身はこの制度を取り入れていますし、総合評価制度を取り入れた入札というものを積極的に推進しているところでもあります。

この総合評価制度というのは、入札制度の中で総合評価点ってP点ということであらわされるものなんですけれども、それを構成するX点、Y点、Z点、ちょっと専門的になって申しわけないんですけれども、これらの中の社会性という部分、Z点ですね。Z点の部分をもう少し地域の公共性に鑑みてふやしてはどうかという点なんです。持続可能な地域社会、これを構築していくためには、単に価格だけではなくて、その技術力であったりだとか社会性、こういったものが反映されたものではないといけないんだろうと思うんですが、本町において、この総合評価制度を

採用すべきと考えるんですが、調べていくと平成21年のときに一度実施なされているようなんですけれども、その後実施されていないんですが、その理由について伺いたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま議員ご質問の総合評価落札方式につきましては、工事の発注に当たり、競争参加者に技術提案等を求めるほか、社会性や技術力など価格以外の競争参加者の能力を審査・評価し、総合的な評価により契約の相手方を決定する方式であります。導入の効果としましては、過度な価格競争やダンピングの防止のほか、工事の品質の確保や不適格業者の排除等が期待されているため、入札制度改革においても、取り組みの一環として調査・研究を進めてきているところでございます。

先ほど議員申されたように、町では、平成21年度に中央児童センター建設工事において、試行的に総合評価落札方式による入札を実施しまして、本格的な導入の是非について検討していたところでございますが、東日本大震災の影響により、工事件数が膨大となったことや、一日も早い復興を優先させる必要があったことなどから、総合評価落札方式の導入は中断をしているところでございます。平成28年度は亘理町新庁舎・保健センター建設基本設計業務委託において、総合評価落札方式と同様に価格以外の技術的な側面を評価して事業者を選定するプロポーザル方式での発注を実施したところであり、導入の効果として、高い品質を確保することができたものと判断されているため、平成30年度は住民情報システム更新業務委託において、プロポーザル方式での発注を進めているところでございます。

総合評価落札方式、プロポーザル方式いずれにおいても、課題としては、手続が煩雑であることによる事務的負担の増加や、評価の客観性・統一性の確保等が挙げられているところでございますが、今後も高度な技術や専門性が要求される案件に関しましては、必要に応じて適切な発注方式による入札の執行に努めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 震災で工事量がふえて、そして復興のためということであれば、それは正当な理由に当たるんだろーとそのように考えます。そしてまた、総合評価制度についても適時、ものによっては対応していくというようなご回答であったんで

すが、私自身はそういったそのプロポーザルということではなくて、手間がかからない簡易版でもいいのかなというふうに考えております。

具体的には、除雪等をやっている会社においては少し加点するようなそういう方式でもいいのかなと思います。これは、例えば想像していただければ簡単なんですけれども、同規模の会社で同規模の給料を払っていて、何もかも同じという前提条件に立ちますけれども、そういった会社が公共性のためにと考えて活動している部分というのが必ずあって、その部分の費用の部分、落札価格、応札ですね。応札価格に反映してくるわけですよ。同じ利益をとろうと思えば、最初の経常利益の部分ですけれども。そういった部分の少しでもいいから加点することによって、平等に競争ができるような体制というのは、どうしても構築していかなければ、その除雪なりの公共的な部分を担う人たちがいなくなってくるのではないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 平成21年度の際も、今、木村 満議員は除雪作業とおっしゃいましたけれども、そのときは試行的には災害協定による活動実績等も評点項目として行ったところでした。あと木村 満議員ご提案の簡易方式ですと、もしかするところの課題である手続が煩雑であることの事務的負担の軽減とかにもつながるかもしれないところですので、そこは検討したいと思っておりますけれども、そこはやはり事務負担の軽減の割合と、あとその評価の信頼性とか妥当性とかもやはりバランスを見ながらやっていかなければいけないと考えているところです。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 先日、河北新報に東北大学の先生が寄稿なされていて、総合評価制度を取り入れると少し地域性が強くなっていった、本来の競争性が失われるのではないかというような内容だったんですが、それは全くもって僕としてはその地域性の部分をどう判断するかということによろうと思っておりますので、ぜひ検討いただければと思います。

ちょっとこの項目においてもう少し質問させていただきます。

現在、本町において、条件付一般競争入札する際に、町内業者、それから町外業者においても、一律の経審の点数を用いて入札しておりますけれども、これはもう宮城県もばらばら、県内に置いているところのほうが点数低いし、県内に本店がな

いところのほうが高いしとなっていますし、その他多数の自治体もそういうふうになっております。この制度というのは、結果的にはその将来工事の担い手育成の部分に間接的には影響してくるんですけども、本来の目的はそこではなくて、入札制度の適正化と、それからその品質確保の部分、こちらの部分に寄与するというふうに考えられております。

具体的には、一般的になってしまうんですが、企業から工事の箇所が遠ければ遠いほど、経費がかさむわけですよ。その経審の点数を同一にしているということは、あれは先ほどの話に戻りますけれども、会社の体質と規模とかそういうものを勘案して、同一点数であれば同一企業であるというふうな推測が働いた上での入札参加になっているわけですね。その中で、遠くに行けば行くほど経費がかかる中で、遠い企業が応札して落札できるということですよ。このこと自体に対して、企業努力であるということはそのとおりだと思うんですけども、なかなかそうではない部分も入ってくると思うんです。例えば、あとはこの地理的な熟知がなければ、適正な見積もりというのでもできませんし、何回も足を運んでいかなければ適正な見積もりというのでもできないということになります。

以上のことから、本町においても、この入札参加の経審の点数自体を自治体に置いてある会社とそうでない会社で分けるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまのやつは、町内業者と町外業者で入札の参加条件を変えてはということだと思いますが、町では入札参加条件の一つとしまして、経営事項審査制度に基づいて入札参加業者の企業規模や経営状況、技術力、社会性等の客観的な審査項目を数値化しまして、総合評定値による企業評価を採用しておりますが、品質の確保と公正な競争の実現を目指す観点から、町内業者と町外業者で同一の評定値を評価基準としているところでございます。工事の履行が完了した時点で実施するいわゆる完成検査の検査結果や、落札率の状況からも、品質の確保と公正な競争は担保されているものと判断されているところでございます。

町内業者と町外業者で異なる評定値を用いた評価基準を入札参加条件とすることの是非については、他の自治体の運用状況を検証するほか、入札監視委員会等の専門家の意見も参考にするなど、その合理性や妥当性について慎重に検討していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 私としては、先ほどと繰り返すにはなるんですけども、町内と町外業者ではやはりそのかかっている経費がそもそも違うわけですね。わざわざお話しするまでもないんですけども、その労働基準法において、賃金というのは工事に入ってからではなくて、会社に行ってから移動する時間も入ってくるわけですね。そして、その工事というのは、直接人件費と材料費がほとんどであって、そこにやはり差異がある中でそういうのも遠い会社の方が応札で落札されるということ自体は、これは本当にその企業の企業努力によるものなんだろうというふうに思うところもあるんですが、一方で、下請業者であったり、そこで働く方へのしわ寄せや忍耐、そういったものでなし得ているということもやはり懸念していかなければならないなと思っております。が、この点についてはちょっと後の質問に関連しますので、後にさせていただきます。

ここで質問させていただきたいのは、その町の業者の方のほうが、どちらかといえばやはり関係各所との連絡調整も優位に働くと思いますし、その地理的な熟度があることから、安全対策にも優位性があるものと考えているんですが、この点についての差異はどのように捉えられているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） そうですね。ご指摘いただいたとおり、町民サービスのためには一日も早い供用開始が望ましいというのはもちろんのことだと理解はしておりますけれども、ただ、一方で、入札の競争性なり公平性を担保するというのも、やはり忘れてはいけない観点だと思いますので、入札公報でお示しする工期については、それらの一日も早い供用開始というものと競争性・公正性・公平性、それを総合的に勘案して設定した上でお示ししているということをご理解いただければというふうに思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 了解しました。それでは、（4）に入ります。

次に、下請業者の社会保険加入の状況を確認してはというところに入らせていただきます。

これ、建設業法の改正に伴いまして、平成29年においては、社会保険に適正に加入していない会社を下請業者に選定するべきではないというふうに明記されました。

これは、社会保険に加入するべき会社が加入していないということなので、誤解のないようにだけお願いいたします。

これを受けて、宮城県、それから民間の大手の企業も、この社会保険の加入状況の確認というのは徹底しているところであります。社会保険に限らず、この法令遵守をしている下請企業に発注している元請とそうでない元請では、どう考えても費用に差異が出てきます。具体的には、これ社会保険料というのは、賃金の大体16%相当が会社負担分ですから、この部分が費用計上されている下請とされていない下請では、当然元請の受注金額も変わってくるというようなことになります。

もちろん、直接発注するのは元請企業なので、この本町自体がその下請業者のものまで確認するというようなその義務的なものはないとは思いますが、入札契約の適正化という観点に立てば、この法令遵守をなさっているのかどうかという確認というのはするべきだと思いたうんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 下請事業者の社会保険加入状況については、県と同様に、直接元請負人である契約業者に対して提出を義務づけている一部下請負確認書の中で、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険料の適正な納付の可否を調査項目の一つとしており、労働保険料等納入通知書及び領収書、標準報酬決定通知書等による加入状況の確認を徹底しているところでございます。

社会保険未加入問題は、公正な競争を阻害するだけでなく、従業員の処遇低下や就労環境悪化の要因となり、離職者の増加や若年入職者の減少、将来的な建設業界における人材確保を妨げることに繋がりますので、今後も下請業者も含めた入札参加業者の法令遵守の徹底に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ただいま確認書において確認されているということですが、私自身もこの宮城県の確認書を確認させてもらっている中では確認されているというふうに思うところなんです、これ何をもって適正と捉えているかというような形になります。一般的にこの建設業の許可を持っている方というのは、更新が必要になってくるんですが、その更新の際に経審というものを受けて、その点数が700点とかという話なんです、この経審のときに提出する書類というのは、社員全員の社会保険料ではなくて、技術者として登録する方の社会保険の添付だけで済むという

ような内容になっているわけですね。こういった形から、本当にその会社全体が適正なのかどうかというのは、なかなか確認とれていないのが現状なんだと思います。

そこでなんですけれども、私は入札の参加登録、2年に1回ですか、する際には、その現時点だけでもいいので、その会社の従業員名簿を出してもらったり、その従業員名簿全員が社会保険に入っているなりというのを確認する必要があるんだと思っております。また、この方式ですと、下請までは及ばないんですけれども、元請企業にそういった意識を持ってもらうことで、下請企業の適正化にもつながってくるのではないかとそのように考えるんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 今の町長の答弁にもあったとおり、経審を補完する上でも、下請確認書の項目の中でその社会保険料の加入状況を徹底して確認することで補完して対応しているというところで、さらなる今ご指摘あったような、ご提案あったようなものも、場合によっては検討していく必要はあろうかとは思っています。

あと、国のほうでは、工事契約書の中にも社会保険の加入の義務づけと、あとは必要に応じて罰則規定を設けている場合とかもあるらしいので、そういったものも含めて、その社会保険の加入状況の意識づけも含めた対応というのは特に考えています。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ぜひ法令遵守というか、社会保険の加入というのもきちんと対応していただきたいと思っております。

それでは、（5）に入らせていただきます。

低入札価格調査制度なんですけれども、これは担い手の育成という観点、それから入札制度の適正化という観点から非常に重要で、それらに寄与するものと考えております。また、これ完全にとというのは無理なんです、エムテックのような件というのも未然に防ぐようなそういった防止機能もついておるんだろうと思っております。

入札制度の柱の中には、先ほどからお話しいただいていますとおり、競争性の原則というのがあるわけなんですけれども、これは過度な競争というのは想定されていなくて、公平な競争性というふうに明記されておるところであります。言いかえれば、価格のみではなくて、会社の体質ですね。その休日がちゃんととれているとか、

給料高がどうなのとかであって、地域性、社会性、こういったものを考慮した社会性ということになるかと思えます。それが先ほどから質問している内容に当たるわけではあるんですけども、それでも一方では建設業界のイノベーションであったり、生産性向上、こういったもののためには競争性のみのほうがいいのではないかというようなこういった議論もあるのは確かであります。ただ、それでは建設業法、それから品質確保法、それから入契法、これらの予定する入札制度にはなり得ないのかなと考えております。

入札というのは、単に価格ではなくて、公共の福祉に寄与するようなものでなくてはならず、労働者の忍耐であったり、下請企業へのしわ寄せであったりというものでなし得てはだめなわけですから、本町においてもこの低入札の価格調査制度というのはすぐにでも実施するべきと考えるわけですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） いわゆる低入札価格調査制度は、入札価格が調査基準価格を下回った場合、落札決定を保留し、その入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査した上で落札者を決定するものであり、導入の効果としましては、過度な価格競争やダンピングの防止のほか、工事の品質の確保や不適格業者の排除等が期待されるものでございます。

一方、町で採用しております最低制限価格制度は、入札価格が最低制限価格を下回った場合、その入札者を一律的に失格とする制度であり、低入札価格調査制度と同様、過度な価格競争やダンピングの防止等が期待されるものでございます。

低入札価格調査制度は、最低制限価格制度と比較しますと、不正防止や入札参加者の企業努力をより促進すること等は期待されるところでございますが、調査のための事務的負担の増大等も懸念されるため、導入の是非については、他の自治体の運用状況や入札監視委員会等の専門家の意見等を参考にしながら、慎重に検討していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 実際、これ宮城県でも対応しておりまして、宮城県のほうでは、これ平均すると、私の聞いているところによりますと大体88%を、平均するとですよ、切るとこの低入札価格調査に入ってくるというふう聞いております。先ほど85%平

均になったということではあったんですけども、やはりそうしますと、その宮城県で実施している内容からすると、少し低入の価格調査をしてもいいような案件というのがあったのではないのかなというふうに考えるところであります。

また、この先ほど完成検査において、工事の内容が適正であったということを確認しているということではあったんですけども、実際この現場で働く方々の待遇とか、そういったものが適正であったかというのは、これはなかなか確認してないんだと思うんですけども、何をもって適正かという議論自体もあるわけではあります。先ほどからお話ししていますとおり、労働基準法であったり、あとは安衛法であったり、こういったものの確認というのはされたことがあるのかどうか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 労働基準法や労働安全衛生法の範疇になりますと、正直管理監督権限とか含めた国や県の所管になってしまうもので、県の関与は限りなく限界があると思われまますので、町としては与えられた役割と入札制度改革の先ほどの確認なりも含めて労働基準法や安全衛生法に遵守しているかどうかというのを、そういった面からは確認しているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 確かにこの町として確認してあるくというのは難しいと思うんですけども、民間工事ではなくて公共工事という位置づけですから、完成品が適正に完成されればいいというようなことではなくて、その工事が発注されたことで地域にどのような影響があるのか、それからそこで働いている工事に携わっている方々の待遇が労働基準法を下回っていないのかとか、これはもう働き方改革にもつながってくる話ですから、決して管轄外のことはありませんし、ちょっと正確な名前は忘れてしまったので長々とお話しさせていただくかもしれませんが、現在、社会保険労務士会のほうでは、その入札に係るその労働のチェックというものが開始されていて、それを実施している自治体というのもふえてきております。もちろんそれをもって全てが対応できるわけではないんですけども、そういったものを活用してもいいのかなと思うんですが、こちらの観点についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 工事中の地域に与える影響についても、こちらは先日入札監

視委員会の中でもいろいろと議論といいますか、意見とかいただきまして、そのときも町内の経済的な効果など町内業者を優遇して、そういったところからの地元経済の活性化を期待するというのも、そういった面もよく理解できるというふうにはご意見はいただいているところではございますので、そういった面も含めて町のほうでは指名競争入札において町内業者を優先的に指名するなど、一定程度公益性にも努めていくのは、その姿勢としては確かなものですし、あと今現在、先ほども町長お話ししたとおり、工事入札で9割近くは地元業者が今とっていただいているというような状況も事実というところでございます。以上です。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ちょっと次に進ませていただきます。

（6）入札監視委員会で組織されて、それで制度の改革が進んできたわけですが、この委員の皆さんというのがどのような意見を発言なされているのか、またはどういった協議なのかという点、よろしくお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 入札監視委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、入札及び契約事務の公正な執行と透明性を確保するため、中立・公正な立場で客観的に審査等を適切に行うことができる学識経験者等で組織された第三者機関であり、町では平成29年度に設置し、これまで延べ4回開催してきたところでございます。

これまでの入札監視委員会からの意見と対応状況ですが、主なものでは、「指名競争入札において辞退者が多発したことにより、競争性が保持されていないと判断される案件が散見されるため、競争性確保のため町外業者を含め、指名業者数をふやすべきである」との意見に対しましては、建設工事の指名競争入札において、町内業者5社以上、町外業者を2社以上指名することとしたほか、「入札参加業者の確保対策を検討するため、入札辞退者に辞退理由を確認すべきである」との意見に対しましては、入札届を変更し、入札辞退理由欄を追記することとし、「条件付一般競争入札における条件の一つである、入札参加業者の本店所在地等の地域要件が不明確である」との意見に対しましては、統一的な基準を新たに設定することとしたなど、入札監視委員会からの意見に対しては、可能な限り対応してきたところでございます。

今後も、入札監視委員会等の有識者や第三者の意見を参考に、入札制度改革を進め、透明性・競争性・公平性の向上に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） あわせて、この地域経済を担う金融機関等々から何かご意見がいただいているのであれば、そちらのほうもあわせてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 地元金融機関の方も以前、地元業者が受注することで地元経済の活性化が期待される面もあるから、やはり地元業者の保護規制は進めるべきじゃないかというようなお話は頂戴したところです。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 本日の新聞にも載っていましたが、塩竈のほうで「竈コイン」ということで地域通貨ですね。これは地域循環を狙っているわけですが、この動きというのは全国的な流れではやってきているわけですが、この地域循環という考え方は、国連が推奨している持続可能な地域づくりのためには必ず必要な視点であるとされていて、その一端を担うのが公共調達ということになりますので、先ほどから議題になっている入札制度の3本の柱なんですけれども、どこに重きを置くかというのはその場面、場面によって変わってくるものだと思うんですが、今後、会議等々があった場合には、その地域循環であったり、持続可能なまちづくりという視点も少し考えながら議論していただきたいと思っております。

続きまして、大綱2番目に入らせていただきます。

海水浴の再開状況、協議状況なんですけど、海水浴の再開というものは、交流人口の増加に寄与するというのは、これはもう議論の余地がない部分であろうかと思えます。それから、山田町長が掲げます観光を基幹産業にするという部分にも合致してくるものと思っております。一方で、海水浴によって消費がふえるのかとか、あとは管理運営のコストと比較してどうなのかという議論もこれは必要であろうかと思う部分もあるんですけれども、私自身は観光地づくりは雰囲気づくりというのが私自身の考えでありますので、この亘理町の観光においては海水浴、これは必要不可欠なものであろうかと思うんですが、現在のこの再開に向けた協議状況についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 荒浜の海水浴場につきましては、昭和40年代から本町の観光の中心施設として、夏になりますと町内はもとより、県内外からも多くの海水浴客が訪れにぎわってまいりましたが、東日本大震災で沿岸が大きな被害を受けたことにより、海水浴場もそれ以来休止している状況でございます。

しかしながら、沿岸部の復興が進むにつれて、海水浴場の再開を望む声が多くなり、さらには宮城県内においても海開きを実施した海水浴場もふえてまいりました。

そこで、本町においても再開するに当たり、海水浴場としての課題の有無を調査することを目的とした、汀線・深淺測量、瓦れき調査、水質調査を行っており、その結果、海底内については問題となるような状況ではないと結果が出ております。

次の大きな問題としまして、砂浜の再生があげられます。

現在の状況を申し上げますと、1つ目として、海岸堤防の復旧工事の際、車両通行のために敷かれた採石・砂利がそのままとなっております。2つ目に、堤防から海岸に向かって数十メートルにわたり大きな石が点在しています。3つ目としまして、流木やごみが漂着しております。4つ目として、砂浜に砂利が入った影響なのか、これまでなかった雑草が砂浜の半分ほどを覆っている状況でございます。

このようなことから、荒浜海水浴場を所管する宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部に数回にわたり状況の説明と砂浜の再生について要望を行ってまいりました。町としましては、荒浜海水浴場は本町観光施設としてかけがえのない資源でもあり、交流人口の拡大に欠かすことのできない資源であるという考えから、平成31年1月30日に開催されました第27回宮城県南サミットにおいて、荒浜海水浴場の再開に向けた支援について、村井知事に直接私のほうから要望をしたところでございます。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） その県南サミットの要望に対して何か回答が来ているのであれば、お伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） その県南サミットの場所で、ぜひこれは再開するべきなので、県としてもこの事業を推進していきたいという話はいただいております。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） それで、私の認識では、平成31年度中の再開というのがちょっと認識してあった部分があるんですが、実際の再開時期というのはいつごろになるんで

しょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件に関しましては、商工観光課長のほうよりお答えします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 先ほど町長のほうが申し上げました、県知事のほうからの回答で県がやっていきたいということなものですので、その工事の内容によりますけれども、再開に向けての今後の町としての運営体制というのも含めて検討しなければいけませんので、平成32年に再開できればと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ぜひ、一日も早い再開に向けてやっていただきたいと思います。

それで、（2）に入らせていただきます。

ただいま平成32年の再開を目指されていると、ぜひ再開してもらいたいんですけども、再開していただきたいということだったんですが、この再開時、それからまた、将来的に、あそこにどのようなこういった整備をなされていくのか、この展望についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在の海水浴場の状況を説明しますと、東日本大震災前にありました電気・水道施設が存在していないことから、震災前のような、海の家がありシャワー設備も備えるという状況は非常に難しいと考えております。

また、災害復旧に当たり、海岸堤防が海側に張り出したため砂浜の幅も減少しており、海の家を砂浜に設置することは不可能ではないかと考えられ、現在のところ、堤防の西側にキッチンカー等で対応できないか検討しているところでございます。

これらの点を踏まえながら、わたり温泉島の海など周辺施設との連携や、さらには運営そのものを以前のように観光協会で行うのか、民間の力を活用するのかを検討する必要があるかと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 私自身も完成した海岸には何度も行っておりまして、あそこに電気・水を引くというのは少し困難なんだろうなというのは認識しているところではあるんですけども、しかしながら、その海水浴をした人がシャワーも浴びないで帰るというのも、これもまた困難なことなんだろうなというように考えているんで

すが、その辺についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 商工観光課長のほうよりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 海水浴期間中のトイレ、シャワーの施設をどうするのか、再開に向けての課題というのはたくさんあるかと思うんですけども、実際そこに水道を引っ張っていかなければ、まずシャワーというのは難しいものですので、それをどのように工事をできるのか、予算的にどうなのかというのも検討の課題の一つです。また、わたり温泉島の海との連携というのも、どのような連携で解決できるものがあるのかということも含めて、今後検討していきたいと考えています。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 次に、ちょっと運営主体についてお伺いいたします。

先ほど観光協会なのか、民間なのかというふうな答弁があったわけでありましてけれども、私自身はやはりちょっと公共性の観点からいけば、観光協会がこれまでどおり実施していくのがいいのかなと思うんですが、その民間活力という部分で何か検討なされている点があるのであれば、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 海水浴場の開設期間というのは、実際のところ1カ月間だけでございます。運営主体というもし民間企業が、民間企業並びにまた、NPOとかそういう団体があった場合、そういったのがあるかどうかというのはまた別としまして、もしそうなった場合、これまで観光協会が運営していたような、そのとき以上のアイデアを民間企業でしたら出していただいて、集客のアップにつなげていただけるのではないかという期待も込めまして、今後、観光協会だけでなく民間のほうの力を活用できないかということも検討していきたいと考えているところです。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ぜひ検討して、いい形にしていいただければと思います。

次に、最後に提案させていただきたいんですが、最近ビーチテニスというのがすごくはやっていて、次の次の次ぐらいからオリンピックの種目に入るのではないかとされているんですね。もちろんそのビーチテニスに限ったことではないんです

が、このビーチを活用したスポーツであったり、レジャーというのが最近はやりを見せていることから、海水浴のみならず、そのビーチを使ったレジャー、スポーツ、こういったものを誘致できる、またはそれをやらしてもらえような環境づくりや方法というものを進めていったらどうかなと思うんですが、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） それが先ほど言った民間の活力をいただきながら、それをぜひ活用してきたいというのが、先ほどの民間という意味でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ぜひ観光の拠点はこの荒浜地区ということになろうと思いますし、荒浜で言えばやはり海というものは必要不可欠な要素でありますので、砂浜のにぎわいの再生という部分についてご尽力いただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって木村 満議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、11時45分とします。休憩。

午前11時37分 休憩

午前11時44分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔17番 佐藤アヤ君 登壇〕

17番（佐藤アヤ君） 17番、佐藤アヤでございます。

私は、3点について質問いたします。

1つ目、公共交通の利便性の向上について、2つ目、子供読書推進について、3つ目、公用車に防犯ステッカーを張ってはどうか。

まず、第1番目です。1番目、（1）と（2）は関連性がありますので、まとめて質問をさせていただきたいと思います。

公共交通の利便性についてです。

亘理駅のバリアフリー化については、これまでも何度か同僚議員も質問してまいりましたが、26年9月の議会で前町長は、「JRと協議をして具体化に向けて取り組んでまいります」と答えております。そこで、その後、3年半が経過しましたが、

現状でのＪＲとの協議はどこまで進んでおりますか。また、今後の取り組みについて伺います。

もう１点目、亘理駅東口からの改札口設置の要望についてです。

これは、2015年４月14日、前町長が国交省を訪れて、東口改札所設置に関する要望書を手渡しております。西口広場の混雑状況の緩和、駅の利用者の利便性向上に向け、現在東側に設置している障害者用の出入り口を一般客が利用できるように改札所設置の要望をしております。当時の国交副大臣の西村衆議院議員は、「今後、国交省と町とＪＲの間に入り、実現に向け協議を進めていきたい」ということでしたが、その現在の状況はいかがになっておりますでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 亘理駅のバリアフリー化及び東口への改札口の設置につきましては、関連がありますので一括でお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、現在、亘理駅の跨線橋はエレベーターが併設されていないため、上り２番線ホームを利用する際は階段による往来を余儀なくされており、特に高齢者や身体に障害がある方には大変ご不便をかけている状況にあるため、これまでＪＲに対し、亘理町と相馬市、新地町、山元町で構成する常磐線北部整備促進期成同盟会を通じて、東口への改札口の設置を含めた亘理駅のバリアフリー化に関する要望活動を継続して実施しているところでございますが、平成27年度から、亘理町とＪＲとの間でその実現化に向けた実務者レベルでの協議・調整等を開始したところでございます。

具体的には、平成28年度に自由連絡通路レインボーブリッジを含む周辺施設の現地調査をＪＲとで実施したほか、整備に伴う財源については、国土交通省の鉄道駅のバリアフリー化に関する支援制度にある地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用する方向で調整の上、町とＪＲとの費用負担のあり方について意見交換するなど、各種検討を進めているところであり、これら協議状況等を踏まえ、現在、ＪＲでは整備計画の策定や整備費用の積算等を行っているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、平成31年度から基本設計の策定に着手し、その後、実施設計を経て改修に着手する予定であり、事業期間としては、最短で基本設計１年、実施設計１年、工事期間２年の合計約４年を要することになりますが、今

後、役場新庁舎及び保健福祉センター等の完成に伴い、将来的に亶理駅東側地域の人口動態等に変化が生じることも予想されますので、東側へのスムーズなアクセス等を踏まえ、東口への改札口の設置を含めた亶理駅のバリアフリー化の実現に向けて積極的に働きかけていきたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 国交省で、3,000人以上が利用する鉄道では、2018年3月末現在で約89%で段差が解消されていると。そのほかにも、視覚障害者用の点字ブロックの整備が約94%、障害者用トイレは約85%が整備済みという、そういう実態なんだそうです。本当に亶理駅、このJRのエレベーター化、バリアフリー化というのは、随分前から総合発展計画の中でも進めてきたと思うんですけども、町長、昨年5月に町長になられまして、その後、JRとの協議は何回ぐらい持たれているのでしょうか。今、27年、28年というそういう協議の中で、31年が基本設計で、あとそれから工事があと全部合わせて4年ぐらいかかるというそういう話をいただきましたけれども、町長はJRと協議、どれぐらいこれまでされていますでしょうか。

そして、進んでいるなというそういう実感は、今の答弁で若干進んでいるのかなと思うんですけども、4年もかかるという、32年までには国交省でバリアフリー化をということであっているんですけども、ここら辺はどのように捉えていますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 私というよりも、主に事務レベルでの今、協議を進めていただいているところでございますが、どうしても基本設計、そして実施設計、そして工期2年というのは、4年というのはどうしてもかかるということをお知らせを受けておるところでございます。私的には直接的にはJRではまだ岩沼駅に対しては、その駅長に対してはその旨、向こうもある程度この話は知っているようでございますし、今現在、亶理駅乗る方ですと2,200人ぐらいで、乗降客でその倍になりますので4,400人の方が毎日利用されているわけですので、なるべく早くこれを実施設計から、早く実施設計、基本設計、実施設計、そして工事となるべく早く進めてまいりたいと思っています。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） この実施設計というのは、駅舎も含んでなんですか。それとも、エ

レベーターのその計画なんですかね。私はね、駅の改築も大事ですけども、まずそのバリアフリー化を進めていくべきだと思います。このエレベーターを設置するのに4年はかからないで何とかできると思いますけれども、ここら辺の協議の状況はいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまの件でございますが、駅舎のほうは今のところ改修の予定はございません。ただ、現在の跨線橋を使っている1番線と2番線を結ぶ跨線橋につきましては、あれ、今の跨線橋についてはあれにエレベーターを設置するような強度がないということで、それができないという話を聞いております。もし改修になれば、新たに跨線橋をつくるか、それもしくはレインボーブリッジをうまく使った跨線橋と自由通路を分けたような形でのほうがいいのか、その辺は今、JRさんのほうにいろいろ検討いただいているところだと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） バリアフリー化することによって、本当に一番願っている誰もが暮らしやすいまちづくり、そして住民の移動の安全性、そして地域活性化、先ほども何度も出ていますけれども、インバウンド観光の利用の促進と、本当に高齢者、車椅子の必要な方だけでなく、町が大きく変わると思います。

そういう中で、町長は多分電車も利用されると思うんですけども、仙台から亶理に帰ってくると、あそこの階段を上がっていらっしゃる方で大変だなと思われるようなことってございませんか。私、ちょっとこのごろ駅に行っているところを電車帰ってくる時間に合わせてちょっと見ていますけれども、いや、大変だなと思われる方、結構いらっしゃいますけれども、どのようにお考えでしょうか。どのように思われていますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今現在の2番線から上りに乗って亶理駅で降りた場合、私も出張などで荷物が多いときは大変苦勞する重いものを持って移動するのは大変でございますし、そのほかにもよく私の近くの方からも、残念ながら亶理駅、お年を召した方が亶理駅でおりることがなかなかきつい。あそこの跨線橋を渡るのがきついので、私は逢隈駅でおりて、それで車を迎えに来ていただいているとか、岩沼駅でおりてタクシーで帰ってきている、早くどうかしてくれという話も聞いております。そ

の辺を含めて、私もなるべくこの件に関しましては早期の実現に向けて力を入れていきたいと思っているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） いや、4年なんて時間をかけないで、なるたけもう早くに必要だということを町長も実感していらっしゃると思います。

ちょっとバリアフリー、エレベーターの設置ができないのであれば、東口の改札口については、このことも合わせて4年もかかるのですか。まず、ここら辺確認したいと思います。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 結論から言って、東口の改札と限定するわけではないんですけれども、東口からの利便性も含めた形のバリアフリー化をトータルで考えているところでございます。以上です。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 東口の改札所をつくるのも4年かかると。本当に次の質問にも関連しますので入りますけれども、車椅子等連絡路、3点目です。亙理駅上りホーム、車椅子等連絡通路の運用について、この利便性を図るべきだと考えますが、まずこの点についてご答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 東口の車椅子等連絡通路の件でございますが、平成21年度に亙理駅の上り2番線ホーム側に設置しました車椅子等連絡通路の利用状況については、現在、利用件数で月平均18件と、利用頻度は決して高くない状況にあると認識しております。

利用頻度が高くない理由としましては、車椅子等連絡通路を利用する際には、事前に岩沼駅に利用予約を行う必要があるなど、利便性に課題があることが最大の要因であると考えられているため、JRに対しましては、再三にわたり利便性の向上を要請しておりますが、亙理駅の業務員の人員配置等の関係もあり、早急に改善することは難しい状況であると伺っております。

今後も継続しまして、車椅子等連絡通路の利便性向上について、JR側と交渉を続けてまいります。先ほど答弁させていただいたとおり、東口への改札口の設置を含めた亙理駅バリアフリー化は、車椅子利用者を初め子育て世代の利便性を高め

る有力な施策の一つであると判断されますので、車椅子等連絡通路の利便性向上にあわせてバリアフリー化の実現についても、J Rに積極的に働きかけていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本当に今、町長からの答弁にありましたように、この車椅子用の通路を利用するには、2日前までにJ R岩沼駅に申し込んでくださいと、そして利用できる時間も、朝の6時半から夜の8時まで、ただし、お昼前なんですね。11時40分から13時まで、それから17時半から18時20分、この時間帯は対応しておりませんとあります。そして、亘理駅は一人体制なので、窓口対応中は待たせることがありますと、これでサービス提供しているのかなと、何かすごく不思議に思いますけれども、私がJ Rの窓口の職員に「月どれぐらい利用される方いますか」と聞きましたら、一月、何か四、五人と私は聞いてまいりました。これ、二、三日前のことです。本当に初めここの通路を設置するとき、町ではどれぐらいの人数を予定していたのでしょうか。この連絡通路、平成21年にここを設置しておりますけれども、このとき利用者はどれぐらい、私、1日四、五人ぐらいは利用されるのかなと思っていたんですけれども、月に四、五人というそういうことを職員の方からお聞きしてきましたけれども、どのようなことを見込んであそこの通路をつくったのかどうか、まずご答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 申しわけございません。正確な人数については、申しわけございません、把握しておりませんが、四、五人というのも延べにいたしますと、今町長が答弁したとおり18件程度ということではありますので、決して多くはないとは認識はしているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） この利便性について、町長はどのようにお考えでしょうか。2日前とか、時間帯とか、そういうことでは私はないと思います。利用したい人がボタンを押したらあけてくれるとか、やはりそこら辺、やはりしっかりと具体的にJ Rさんをお願いをしていかなくちゃならないと思います。本当に駅のそばに住んでいる方です。町長と同じ方かもしれませんけれども、仙台まで行って帰りは逢隈駅です。けれども、逢隈駅までなかなか迎えに来てもらえないときはタクシーを活用して、

本当にお金もかかるんだと、そういう方、1件だけではないです。ぜひ、せめて高齢者の方、足の不自由な方、障害を持っていらっしゃる方は、あそこは利用できる、利用するために通用口をつくったんだと思うんですけども、その方たちが利用できないような設置の仕方って、ちょっと考えられないんですけども、どのようにお考えでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 今の通用口の利便性向上に関するいろいろな対策でございますが、どうしてもJRさんも営利企業ということで、なかなかそこまでそれに対する今言ったようにボタンとか、そういうのでやはり多大な経費がかかっていく。それで使用頻度がどうだと、そういう部分で、あとやはり現在全ての方が切符とか含めて全部自動になっておりますので、そういう部分でなかなかそういうものに対応するのが大変なのかなというふうに認識しております。でなければ、中途半端なことをしますと、やはりキセルといいますか、無賃乗車とかそういうものが出てまいりますが、そういうものを含めて私としては今後、やはり現在のシステムの延長になるかもしれませんが、人員配置、その辺も含めてJRのほうには求めていきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 4年もかかるって何か聞くと、もうまだまだという、国交省のほうでは32年度中にはバリアフリーを完了したいという、そういうことをうたっております。ぜひ、町でも今まで何をしてきたかと思うくらい、私はすごくちょっと憤りを感じます。これまでJRと何度も何度も協議して、そしてこれまで来たんだと思うんですけども、具体的な数字が出たのはきょう、町長の答弁で4年後にはバリアフリー化が進むというそういう答弁だと思うんですけども、4年間、その前の4年間にそれを達成していれば、今はもうバリアフリー化になっていたわけですよね。やはりそこら辺、町民のニーズ、高齢化ももう3人に1人65歳以上になるような、今そういう町の状況です。そのほかにも子供さんをおんぶして、抱っこして階段を上っていらっしゃる方、あとキャリアカーの大きいのを持っていらっしゃる方、観光に力を入れていくなら、そこら辺もあわせて足の確保の部分、バリアフリーの確保は進めていくべきだったと思うんですけども、4年もかかるというのでよろしいんですか、町長。もう一度ご答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） どうしてもやはりエレベーターを設置するだけではない工事でございます。プラス、やはりあそこにはいろいろな駅を管理するケーブル等も埋設、鉄道を管理するケーブルですね。この間、何か東京のほうでちょっとしたＪＲの駅の線路の近くでぼやか何かがあって、電車がとまりましたけれども、やはりそういう運行をつかさどる大切なケーブル等も多く埋設されていると聞いております。そういう部分の移設工事とかそういうのを含みますので、そういうのも含めて今後なるべく早くと言いますけれども、私としては先ほど申し上げたように最低４年かかると言われております。それを今後短くしてくれるかどうか、ちょっと今即答はできませんが、なるべく早くできるように私のほうからも力強く運動していきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ３月３日の河北新報「被災地の首長に聞く」の中で、町長は、観光など地域資源を活用して産業振興等を図り、交流人口の拡大と、あと定住促進につなげたいというそういうことを言っております。あともう一つ、史跡をめぐっていただくため、町内の３駅を活用したいとも語っております。

駅のバリアフリーというのは、町民だけでなく、これから来ていただくお客様、やはりそこら辺も視野に入れて、ぜひ最低４年、それ以上延びないように最低だというんですけれども、私は最大４年というふうに捉えていきたいと思っておりますので、どうぞ駅のバリアフリー化、町民の望みでありますので進めていただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員に申し上げます。

一般質問の途中ではありますが、ここで一旦休憩をいたしまして、再開後に残りの一般質問を行いたいと考えていますが、よろしいでしょうか。（「はい、よろしく願いいたします」の声あり）

それでは、休憩をいたします。

再開は、13時10分といたします。休憩。

午後 0時06分 休憩

午後 1時04分 再開

議 長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それでは、2項目目、子供の読書推進についてであります。

子供の読書推進を図るため、本町では、6・7カ月健診のとき、ブックスタート事業を実施しております。赤ちゃん絵本を楽しむ体験をプレゼントし、読み聞かせの後で絵本を贈呈する事業です。読書活動は、乳幼児期の絵本の読み聞かせから始まります。ブックスタート時に図書館利用カード、親子カードとして親子用と読書通帳を交付してはどうか、ご答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件に関しましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、佐藤アヤ議員にお答えいたしたいと思います。

本町でのブックスタートにつきましては、平成22年度から6・7カ月児健康診断で実施していましたが、来年度につきましては、平成28年の3月に策定いたしました亘理町子ども読書活動推進計画に基づきまして、一層の充実を図るため、図書館と子ども未来課とで連携しながら、「絵本を通じた親子のふれ合い」と称して、相談会場での図書利用券の申し込み受付や絵本の貸し出しの検討を現在進めているところでございます。

また、読書通帳につきましては、現在、図書館の来館者に対しまして窓口で配布しておりますが、来年度からは、これまで行っておりました赤ちゃん向けのお勧め絵本を紹介する「はじめてのえほん」の配布を3・4カ月児健康診断時から6・7カ月相談時に変更いたしまして、同時に読書通帳と一緒に配布するというので、図書館利用のさらなる促進につなげていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本町の厳しい財政の中で、去年の事務事業の見直しを行って31年度の予算で、これまでブックスタートで絵本を贈呈していた事業、31年度の課の要求額として17万円のその事業を廃止するという、そういうこの間報告をいただいております。本当に厳しい財政なんですね。昨日も敬老式典、100歳の方、今まで20万円だったお祝い金を10万円にするという、そういうことでした。それは高齢者が

100歳以上の方の人数がふえて、予算に合うだけのという部分で、本当に断腸の思いでこのうは賛成をさせていただきましたけれども、ブックスタート、子供たち、どんどん今、少子化というそういう流れの中で、ブックスタート約17万円の予算も確保できないということは、いや、どうなのかなと思ってすごくとても寂しい思いがします。その点について、まず町長、どのようにお考えでしょうか。ブックスタート、あの1人当たり大体1,000円にもならないんです。800円ぐらいで大体200人ぐらいなのかなと思うんですけれども、そのお金、何とか廃止でなくて減額とかそういう対応はできなかったのか、まずこの点お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件に関しましては、いろいろと精査をさせていただきましたが、やはり図書館のほうの利用促進ということで、ある程度そちらのほうで対応すれば、1冊の本で終わるのではなく、利用者をどんどん図書館に、どんどん利用していただきたいと。図書館には蔵書がたくさんございます。それで、いろいろな読み聞かせをご家庭でもっともっとしていただきたいということがありまして、ただ、今まで1冊お渡しして、それでほとんど終わりということではなく、図書館のほうの利用促進も含めた形でこのような予算編成とさせていただいた次第でございます。ぜひご理解いただければと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ほかの市町村では、セカンドブックとかの子供の読書という部分には力を入れております。図書館に行って、もちろんいっぱいある本の中で選ぶ楽しみもあるかもしれませんが、町から一番最初にいただいた絵本というのは、また子供にとって宝物になると思います。今、本当に子供さんたちというか、赤ちゃん、もう携帯の画面を見ていて喜んでいるという、そういう子供さん結構いるんですね。もう動くものに対して興味をすごく持っていて、親も子供が静かにしているので、携帯とかタブレットを見せているというような、そういう子供さんと接し方をしている方が多いような気がします。

そういう中で、自分の本をちゃんと町からいただいたというのは、本当にブックスタートという部分につながるんだと思うんですけれども、いや、もう本当に財政の厳しさというのをこのブックスタートで私は本当につくづく感じましたけれども、これ、廃止でなくて減額とか、ちょっと見直しとか、そういうような方向には

行かないのでしょうか。ちょっとこの点お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これは事務事業の見直しの状況にも入りますので、企画財政課長よりお答えをさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） ご意見といたしますか、もっともなお話だとは思いますが、やはり今年度については、まず本当に予算編成できるかどうかという瀬戸際だったということをまずご理解いただいて、その中で場合によっては財政調整基金も枯渇するような状況の中で、本当に正直一つ一つの事業をなくすというのは本当に苦渋の選択だということを町長も含めて最終的には町長にもご決断いただいた中で、まずは町長もお話ししたとおり、図書館の有効活用などでやっていただくということでの結論に至ったということをご理解いただければと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 大変厳しい財政だということはもうつくづく感じていますが、いや、小さい赤ちゃんとか、高齢者の方とか、やはり余り声を出さないようなそういう人たちの町からのサービスという部分とか、そういう図書贈呈とか敬老祝い金とか、やはりちょっと余りにも、何とも言えないんですけれども、けれども図書館で何とか対応するということですので、しっかりと見ていきたいと思っています。ぜひ、何とかこのブックスタートが再開できるように、ふるさと納税とかいろいろな方法があると思います。あとリードさんから今度小学校2校に本の贈呈があるというようなことも予算の中にありましたけれども、その中の一部でもいいんです。17万円のお金を何とか捻出できなかったのかなと思うと、とても残念に思います。

それで、本町の小中学校において、平均読書冊数、私、この赤ちゃんのときから始まっているんだと思いますけれども、全国や県平均を下回っているということはお存じだと思います。この赤ちゃんのときから本に触れ合うという、そういう時間をつくることによって、読書の推進が図られるのかと思いますけれども、そういう子供たちが心豊かにたくましく生きるためにも、この読書環境を充実していくということは大事なことだと思います。亙理の宝の子供たちのぜひそういう読書環境について、何とかこれできないのかなと思いますけれども、けれども今先ほど教育長が言いましたように、図書館としっかりつなげていくということなのだと思いますけれども、

例えば読書通帳なんですけれども、どのように考えていますでしょうか。

私、ちょっといろいろなことを考えてきたんですけれども、読んだときに子供さんの様子がちょっと記入できることとか、あと子供の成長の記録とか、ちょっと書いておけるような読書通帳はいかがでしょうかね。まずこの点お伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 読書通帳のありようにつきましては、生涯学習課のほうから答弁させます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今現在、皆さんに配布しております読書通帳、いわゆる読書通帳というのは、借りた本、どういうものを借りてきたかという履歴書みたいな感じになっていますので、今議員提案されているような通帳というか、そういうことにつきましては、ちょっと今のところは考えていない状況でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今、図書館でいただいている読書通帳は、1枚の紙をうまく切って折りたたんでやって……、今、課長が持っていらっしゃるような、それが読書通帳です。これではちょっと赤ちゃんからの大事な通帳にはならないと思います。ぜひ、赤ちゃんのときから「こんな本読んだよ」というそういうことが書いて、そして子供に渡してあげられるような通帳をぜひ考えていただきたいと思います。

あと、図書館には、赤ちゃんの絵本の部屋というのがあります。そこにぜひ赤ちゃんを連れてお母さんが安心して来られるような環境も整備していただきたいと思います。例えば、授乳室とか、あとそれからベビーカーの貸し出しとか、何かそれこそ17万円以上お金かかるのではないかなと思うようなことをちょっと考えてきて申しわけないんですけれども、やはり図書館とつなげたいというのであれば、そういう授乳室、それからベビーカーとか、要するにお母さんの居場所になるような、そういう図書館の環境整備もやっていかなくちゃならないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 乳幼児の親子の専用スペースの確保ということのご質問でございますけれども、現状を申しますと、スペース的には限られているというような

ことでございます。スペース的にはそういうスペースを確保するとなると、考えられるのは、子ども読書コーナー、入り口から入って右奥のところと、子供向け絵本コーナー、靴を脱いでちょっと階段二つくらい上がった、じゅうたんが敷かれているスペースの2カ所になると思います。

専用スペースにするには、例えば折りたたみ式のパーテーションなんかを仕切る方法などで検討はしてございますけれども、常時例えば設置した場合に、小さなお子さんとかいたずらして、けがにつながったりもするんじゃないかということで、図書館のほうではいろいろ考えているところございまして、当面は、通常は子ども読書コーナーや子供向け絵本コーナーを利用させていただくと。その中で、例えば授乳が必要なときということで、作業室というところがあるんですけども、その場所であったり、あと利用がなければ会議室なんかの利用も新年度からそういうふうに開放していこうという方向で今検討してございまして、特に作業室なんかは水回りというか、お湯も出るところもその部屋の中にもありますので、授乳が必要なときにはそちらのほうにご案内したいという考えを持ってございます。

また、周知につきましては、館内に大きく張り紙をする方法で現在検討しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ぜひ6・7カ月の健診のときに、図書館のほうから来ていただいて、図書館のこういうところを利用できますよとか、授乳したいときはここも使えますよとか、あと本の読み聞かせとかもぜひやっていただきたいと思います。やはりブックスタートにかわる本をつなげていくという先ほど答弁いただきましたので、しっかりと図書館とつなげていただきたいと思いますけれども、こころ辺いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今、アヤ議員からお話あったように、やはり利用者を、来館者を多くする。そういうふうなことで図書館で今、総合的に考えているようでございますので、町民の希望に沿うような形で検討させていただきたいというふうに思っています。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 赤ちゃんが育つには、もちろんミルク、母乳が必要ですけども、

やはり赤ちゃんの心を育てるというのには、話しかけたり、読み聞かせをしてあげたり、そういうふうにして赤ちゃんは、子供は育っていくんだと思います。本当にお母さんたちによく「図書館にいっぱい本あるよ」と言うんですけども、「みんなに迷惑かけたら」と言うので、とても図書館に行くのには勇気がいるというようなことも聞いております。ぜひ、図書館は、赤ちゃんを持っているお母さんたちの居場所というか、お出かけスポットというふうになれるような図書館の整備をぜひしていただきたいと思います。赤ちゃんにやさしい図書館って、何かすてきじゃないですか。そういう図書館を目指していただきたいと思います。

次に入ります。

(3) です。公用車に防犯ステッカーを張ってはどうかということです。

公用車に防犯パトロール実施中のステッカーを張り、公務での移動時間にパトロールを行ってはどうか、犯罪の未然防止と地域の防犯意識の高揚にもつながると考えますが、いかがですか。また、町内の事業者等にも呼びかけてはどうですか。ご答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今年度、公用車全車両に、まずはドライブレコーダーを設置をさせていただきました。これは、職員の安全運転意識と運転マナーの向上とあわせて、犯罪抑止力の強化を図ることを目的としまして設置したものでございます。

ドライブレコーダーは動く防犯カメラと言われ、街灯設置の防犯カメラが少ない地域では死角を埋める効果もあるとされ、最近では犯罪事件の解明にもつながった事例もあり、犯罪を逃さない重要なツールにもなっております。このため、公用車にドライブレコーダー録画中とあわせた、防犯対策車として町内を巡回していることを周知するようなステッカーを張ることで、犯罪抑止につなげたいと思います。

また、現在、防犯協会の事業の一環で、各行政区において、区長様を中心に自家用車に「防犯パトロール実施中」の表示をして、日ごろから啓発活動にご協力をいただいておりますが、さらなる防犯強化のための町内事業者等に対する協力依頼につきましては、亘理警察署や亘理町防犯協会といった関係機関と協議して検討したいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ただいま町長が答弁いただきましたけれども、町の公用車に全部ド

ライブレコーダーをつけました。そのほかにも防犯カメラ等も町には何基か設置しておりますけれども、それも防犯の抑制になるということは間違いないと思いますけれども、この公用車の移動中にステッカーを張って、見せる防犯活動、ステッカーを張っているという、区長さんと言っていましたけれども、この間も役場に「防犯パトロール実施中」というステッカーを張ってありましたけれども、この見せる防犯活動というのをぜひ町の公用車にしっかりと進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これに関しましては、担当しています総務課長よりお答えをさせていただきますと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 佐藤アヤ議員のご質問でございますが、ちょうどタイミング的にこの質問を受けた段階で、ライブレコーダーの設置が全て終わりました、ライブレコーダーを設置しているというステッカーをつくりました。その中に、防犯対策車でもありますよということで、ちょっと表示的には少し小さ目なんですけど、実際にもう町公用車75台に全て設置してございます。

それから、各行政区のほうにも、今までの実績を申し上げますと、平成25年度で亘理の分会のほうに168枚、それから平成26年度に吉田分会のほうに64枚、同じ26年度に逢隈分会のほうに100枚ほど、防犯パトロール実施というステッカーといたしますか、マグネットシートを配布しまして、活用していただいているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 確かにライブレコーダーの後ろのほうに、ちょっと見えませんよね。あれが見せる防犯活動ではないなと思ったものですから、今回一般質問の中にこのことを取り上げさせていただきました。確かに書いてあります。このライブレコーダーのちゃんと登載車だよというのをちゃんと書いてありますけれども、それがとまっている車だったら読めますけれども、ちょっと見えませんよね。やはり防犯パトロール実施中という車は確かに横にステッカーを張ってある車は見えます。ぜひ、ほかの吉田とか逢隈とかの64枚、100枚というそういうお渡しするのももちろんすごく活用されていると思いますけれども、私は町のこの公用車がやは

り先頭を切って町の防犯対策をすべきかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 町の業務において、防犯活動の先頭に立つというのは重要なことだと思いますが、ただ、町の公用車も全て言いにくい関係といたしますか、言いにくいというか、例えば保健指導とか、そういったときに防犯パトロール中というステッカーを張っておりますと、つまり町の公用車がその方のおたくに行ったということがわかるということで、そういったことを懸念される方もおります。そういったことを踏まえて、公用車についての防犯ステッカーの必要枚数とかも今後検討していきたいと思います。全然つけないということではなくて、実際実施しておりますが、確かに小さいというご意見がございますけれども、そういった効果が出るような形をもう少し検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） いろいろな市町村でこの協力ステッカーというんですかね、そういう協力者を得てステッカーを張っていますけれども、やはり私はまず、町が先頭を切ってやるべきかなと思います。随分前にこのことで質問をさせていただいたときも、同じような答弁をいただきました。例えば、納税をお願いするのに、回るときにこの町の車だとわかるとちょっと申しわけないから、そういうのはちょっと考えるんですよねという話はいただきましたけれども、マグネットですから、とればいいんです。簡単に取り外しができるといのがこのステッカーの強みだと思いますので、ぜひ対応していただきたいと思います。

先日は、殺人予告メールとか、あときのうは何か鹿島地内の路上で徒歩で下校中の女子小学生に男が走ってつきまとう事案が発生したとか、何か時々そういうホットメールが入りますけれども、やはり町の車が走っていれば、不審者対策にもつながると思いますし、あと子供の虐待とかいろいろなもう社会的な問題もいっぱい出ています。そういう中で、やはり先頭を切って町では防犯対策に取り組んでいるというのは見せるべきだと考えますけれども、同じ答弁だと思いますので、ちょっと答弁はその次にまた質問することに対して答弁をお願いしたいと思います。

それで、防犯ステッカーというと、ちょっとかたい感じだからというのがあるんですけれども、おもしろいところでは、人気アニメを活用したステッカー、例えばわたりんちゃんをちょっとつけながら、防犯ポスターとか、何かそういうのを活用

しているそういう自治体もあります。香川県の観音寺市というところですかね。人気アニメを活用したステッカーを張っているというそういうのも載ってありましたので、やはり町で防犯対策をしっかりしていくんだというそういう気持ちがあれば、何か皆さんに喜んでもらえるような防犯活動ができるのではないかと思いますけれども、こういうことは考えたことございますかね。まずご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 防犯関係で特別、例えばわたりんを使うというようなことはなかったんですが、交通安全運動なんかも防犯関係と関連していろいろやっておりますが、その中には本町のキャラクターでありますわたりんを使用した例もございます。今後、先ほども町長の答弁にありましたけれども、実際に防犯の中心である互理警察署と防犯協会の皆さんとよくその辺の効果等を協議していただいて、効果があるステッカーなり、そういった方法を考えていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 誰もが願うことですが、犯罪のない町、安全で安心な町というのを推進するためには、やはり意識づくりとか、地域づくり、環境づくり、これが必要だと思います。その一つとして、町がみずからいろいろな事業者とか、地域の方ももちろん巻き込むことは、一番とても大事なことですけれども、先頭を切って町で防犯対策をやっている、見せる防犯活動という部分で、ぜひ公用車にステッカーの活用をということで、質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

次に、3番。小野一雄議員、登壇。

〔3番 小野一雄君 登壇〕

3番（小野一雄君） 3番、小野一雄であります。

私は、役場庁舎移転に伴う備品等の処分について、この大綱1点について質問いたします。

この関係については、施策的には経費節減とか、ごみの減量化、こういったものが関連してくるのかなと思っておりますが、新庁舎建設工事が年内に終了しますということで、一昨日の町長の河北新報にも載ってございましたけれども、11月末には完成するんだということでありました。これの庁舎完成に伴いまして、仮庁舎の移転作業が実施されます。この移転するに当たりまして、旧庁舎内で使用した備品、庁用器

具等の処分が行われることになろうかと思えます。これらを踏まえて、質問をいたします。

まず、現在、仮庁舎で使用している備品等については、震災以降、数について、まず備品台帳と申しますか、こういったものを把握しているかと思えますが、この辺の関係についてまず把握しているかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。（「では、もう少し」の声あり）

3 番（小野一男君） これを踏まえて把握しているかと思えますが、現在、その使用している備品、再利用できるものが随分あるのかなというふうに思っております。また、産業廃棄物として処分するにはかなりしがたいものがある。もったいないなというような感じを持っております。したがって、私は、昭和生まれのもったいない気持ちを持っております一人としてこういった質問をするわけでありましてけれども、まずこの関係について、どのように対処していくのか。台帳の関係についてはその後質問しますから、まずこの辺について答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今回の新庁舎に移転するに当たりまして、町では、新庁舎及び保健福祉センターの建設に伴い、来庁者にとって快適で機能的な環境を整備し、町民サービスと事務効率の向上を図ることを目的といたしまして、亘理町新庁舎等備品購入・移転計画を今年度中に策定する予定としております。具体的には、現庁舎の文書や備品等の現状把握、新庁舎における備品等の配置の適正化、円滑な移転計画等を立案することにしております。

現在、仮設庁舎で使用している備品等につきましては、亘理町新庁舎等備品購入・移転計画に基づき、減耗度や費用対効果を踏まえ、一律に廃棄処分するのではなく、新庁舎及び保健福祉センターで可能な限り有効活用する方向で対応していきたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今、移転するに当たっての計画書の作成をやっているんだと、そしてまた、有効活用していきたいというような答弁ありましたけれども、この関係、新庁舎移転計画の特別委員会の中での話ですと、備品等について、議員の中からどうするんだというような声が出たかと思っております。そのときの答弁として、運搬費がかかるから、基本的に新しいものに取りかえていくというような答弁があっ

たかと思います。私はそのように理解しているんですが、その辺が少し変わってきたということでの理解でいいのかどうか、その辺ちょっと確認しておきます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 今の町長の答弁にもございましたとおり、そうですね、備品については、減耗度、あと費用対効果というところで、議員からもありましたとおり、要は移転する費用と、その結果的に新品を買ったほうがそちらのほうが購入コストと搬入コスト、トータルでどちらが安いのか、妥当かということを検討してというのは、前々からそれは方向性は変わらないところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 参考までにちょっとお尋ねしますけれども、この津波震災以降、新しい学校、荒浜中学校、それから長瀬小学校、荒浜小学校も波かぶったわけでありましてけれども、これらの備品についてどういうふうに処分したのかなということをいろいろ私あれしているんですが、なかなかどういうふうに処理したのか、ちょっと忘れてしまったような感があるんですが、ちょっとその辺教えていただけますか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 被災した荒浜中学校、長瀬小学校、改築したわけで、荒浜小学校も一部1階ですね、改修工事をやったと。そこにあって、もう冠水して使用ができないというものは、これは廃棄した。ところが、冠水していない、浸水していないと、使用可能であるというものについては再利用しております。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今、教育長から答弁ありましたけれども、確かに浸水、波かぶったものはもうだめですね。スチール等については、特に。したがって、ここの庁舎は波かぶっていませんし、地震による被害だけに終わったのかなというふうに思っておりますけれども、そういった意味では、費用対効果を踏まえてやるんだという考え、了解しました。

次、2番に入りたいと思いますが、（2）再利用できる備品等は、町内各施設での破損の取りかえ、数量不足している箇所での補充など、再利用してはどうかという質問であります。まずこの辺答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在、仮設庁舎で使用いたしております備品等につきましては、先

ほども答弁したとおり、減耗度や費用対効果等を踏まえ、一律に廃棄処分をするのではなく、可能な限り有効活用する方向で対応していくこととしており、具体的には、互理町新庁舎等備品購入・移転計画策定に伴う既存備品の調査結果に基づき、再利用可能な備品については可能な限り新庁舎及び保健福祉センターで活用し、配置計画やレイアウト等の関係で活用が難しいものにつきましては、町内の各公共施設で老朽化している備品の代替措置や不足箇所を充足するなど、各施設の環境整備に活用したいと考えております。

また、新庁舎や町内各施設でも活用が難しい備品につきましては、公官庁オークションへの出品や公売会の活用等により、可能な限り財源確保や処理費用の縮減に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 一応今の考えですね、代がえあるいはオークション、公売、競売、こういったものを活用してやっていくんだという考えでありますけれども、まず、この町内の各施設において、利用者からこの辺壊れているよとか、この辺破損しているよとか、こういった備品の破損等についての声は把握しているかどうか。聞いているかどうか、この辺お伺いしたいと思います。あったかどうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 全般的な意見というか、個別に余り具体的なお話というのは、ちょっと私の記憶ではありませんが、ただ、例えば交流センター等でやはり相当みずから消耗が激しいとかという申し出に基づいて、それは利用可能なものとかについては、今現在においても、有効活用できるものについては活用するなどして、極力町民の皆さんにご不便かからないように、なるべく早目、早目に対応してはいるところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 企財課長はなかなか大変かなと思いますが、私、町内の各体育館、いろいろ利用させてもらっておるんですが、いろいろ歩いてみますと、特に体育館のいろいろな備品関係、こういったものにはかなりふぐあいなものが見受けられます。いろいろ把握しているところはあるんですが、その辺はひとつ担当課が体育館と言わず、武道館も含みますけれども、あるいは何々センターとかありましたね。そういったもの、箇所を調査して、まずそこにやはりそういったものを補充できるもの

は補充していただきたいものだとこのように思っておりますが、その辺はどうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今、小野議員よりもお話ありましたけれども、私も亙理町の佐藤記念体育館におけるこういうパイプ椅子とか、あと折りたたみのテーブルとか、大分消耗しているものが多いというように私も認識しておりますし、そのほかの体育館等のやつも点検した上で、その辺を考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） そこで、私、一つ提案があるんですが、この備品等について、それぞれ施設、町内の施設に補充して、余ったものについては、オークションに出してリサイクル料、町の収入に回していきたいという考えもあるようでありますけれども、一つ、町民とか、民間の町内の会社、事業所ですね。あるいは、団体、こういったところで、「いや、欲しいな」という箇所について売却してはどうかという提案であります。残ったやつで結構ですから、町のリサイクル業者に出すのもいいだろうと思っておりますけれども、その辺の考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） ほかの自治体の事例もいろいろと勉強させてもらっておりますけれども、お話あったように町民の方とか民間事業者とかに売却、もしくは産業廃棄物なりとして廃棄するぐらいであれば、無償で提供するというような試みをやられている自治体もありますので、そここのところは今、備品整備計画を進めるに当たって、最適な処理方法、活用方法について検討していきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 余りよその町のことは言いたくないのでありますが、参考までにね。山元町では、このような考えがあるそうであります。レンタル、リースしているものについては、この引っ越しに合わせて全部返しますよと。それから使用できるものは、古いものであっても使用できるものは、新しい庁舎内で使用していくんだと。この辺は当町と同じかなと思っておりますが、そしてまた、新しいものを購入していきましますよと。そして、この町民への、町民等への売却については、やはり住民の要望があるということで、いい方向に検討をしてみたいというような話があったもよ

うであります。別に山元町がこうだから、亙理町こうせいというあれは毛頭ありませんが、ただ、住民の声として、亙理町やはりイチゴハウスとか、あと農業ハウス、いろいろあります。ちょうど震災から8年経過していますと、いろいろなテーブルとか椅子とか、欲しい方々も出てきておるようでありますから、ぜひその辺ですね、町民の負託に応えていただきたいものだというふうに私は思っておるんですが、先ほどの答弁については、先ほど町長からいただきましたので、その方向でいいのかなというふうに私は理解しておりますので、次に移りたいと思います。

(3) であります。庁舎建設工事の中で、産業廃棄物とした場合の処理費は幾らになるかという質問でありますけれども、この考え、この質問は、例えばこういうでっかい工事、この庁舎内の仮設庁舎の移転、取り壊しですね。これは新しい庁舎ができた後に恐らくここの取り壊しが始まるのであろうかというふうに考えられるわけでありますけれども、その処理費、全部その産廃として処理した場合のどのくらいになるか、参考までに一つここを質問したんですが、その辺、わかる範囲で教えてください。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この最終的な処理費用につきましては、既存備品のうち新庁舎や各施設等での転用可能なものを差し引いて積算することになります。現在、既存備品の活用の可否については調整中であるため、仮に備品の全ての備品を廃棄処分すると仮定すると、概算にはなりますが、処理費用は約1,000万円と試算されるところでございます。

先ほど答弁したとおり、現在、仮設庁舎で使用している備品等につきましては、一律に廃棄処分するのではなく、可能な限り財源確保や処理費用の縮減に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） この関係、今、約1,000万円ぐらいという話がありましたけれども、その産業廃棄物処理方法としていろいろあるわけですね。例えば、今言ったように、鉄くずに全部スチール関係についてはもう、テーブルから椅子から鉄くずに処理するのか、あるいはまた、リサイクル鉄として純鉄を買い取るための処理をするのか。あるいは、先ほど答弁あったように、使えるものは使えるんだと。リサイクル可能なものについて売却していくんだと。

いろいろな処理方法あるわけでありましてけれども、ここでそのリサイクル、例えばテーブル1脚リサイクルに出した場合、幾らするのかなど。例えばね。いや、新品で買えば何万円もするわけでありましてけれども、これはネットオークションでちょっと調べたんですけれども、ヤフー・オークションの例ですと、このくらいの1.6メートルのテーブルが、デスクが、大体5,000円ぐらいだと。リサイクルに出せばね。それから、平デスクの1.2メートルですと、3,500円。1人がけ用ですね。こんな感じ。それから、上下の書庫、これは7,000円ぐらいで買い取りますよというのがあるんですね。

そうしますと、先ほど町民に売却せいという話とちょっと矛盾する部分があるんですが、町民に出す場合はそのくらいの値段で売却できませんから、私の経験ですと、テーブルから椅子から500円ぐらいで何十年か前に現場売却した記憶があるんですけれども、町民に対してはそのくらいの安い値段で、要らないものについてはこういった収入の効果が、方法を選択するのは当然かと思っておりますけれども、そのような方法をとっていただきたいと思っておりますけれども、この辺、町長どのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） なるべく、先ほども申し上げましたけれども、やはり町民の皆様のご希望もあれば、そういうことにぜひ考えてまいりたいと思っておりますし、また、なるべく財源確保や処理費用の縮減にも努めてまいりたいと、その二つをバランスをとりながら考えていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 最後の質問になりますけれども、冒頭、備品台帳の話をしましたけれども、この引っ越し移転計画に基づいて進めておるということは、備品台帳は整理されているんだという理解でよろしいのかどうか、最後に確認したいと思っております。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） いわゆる備品につきましては、備品登録をした上で備品台帳整理を行っておりますし、あとは備品台帳以外の例えば段ボール類であるとか、細かいものもございますが、それらも含めて移転計画の中で今改めて物量の整理をさせていただいているところでございますので、備品台帳等含めて全ての廃棄物なり、備品に類するものについては整理して進めているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） ぜひとも町民の負託に応えるような取り組みを希望、お話を申し上げます。私の質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

次に、4 番。佐藤邦彦議員、登壇。

〔4 番 佐 藤 邦 彦 君 登壇〕

4 番（佐藤邦彦君） 4 番、佐藤邦彦であります。

私は、2 つご質問申し上げます。1 つは、税外債権の管理体制強化へ、債権管理（回収）条例の制定。そして、2 つ目は、教育委員会会議議事録等の公表及び広報についてであります。

まず、第 1 番目でございますが、はや震災から 8 年が経過いたします。町長の施政方針の中にも復興事業の確実な進捗、98%が着手済み、90%が完了というふうなご説明がございました。多くの人命、そしてインフラが失われ、毀損いたしました。その復旧のために、莫大な復興交付金、そして多くの補助事業が投入され、それに伴い町財政支出が増加して、今日に至っているわけです。

財政の要点と申しますか、出を制し入を図るといふふうなことから、そういうような観点から、私は今回の 1 番目の税外債権の管理体制強化へ、債権管理（回収）条例の制定について、ご質問をさせていただきます。

亘理町は、厳しい財政状況にあります。財源の確保及び円滑な財政運営に向けての町の債権は大変貴重な財源であります。債権の適正な管理は重要です。手数料、使用料、保育料、貸付金等の町が有する税外債権の滞納の早期収納と、支払能力があるのに納付しない滞納者に対しまして、公平性・公正性を確保する観点から、厳正な姿勢で回収を図るべきと考えます。このことにつきまして、次の質問を行います。

（1）本町の町税を除いた債権である使用料、貸付金等（一般会計、特別会計、企業会計）の収入未済額の現状と縮減に向けたこれまでの取り組みをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） では、佐藤議員の質問にお答えします。

その前に、まず初めに、町税を除いた主な債権を所管ごとに申し上げますと、企

画財政課では土地建物貸付収入、福祉課では災害援護資金と介護保険料、健康推進課では後期高齢者医療保険料、商工観光課では荒浜漁港フィッシャリーナ使用料、子ども未来課では保育所負担金と児童クラブ利用料、施設管理課では住宅使用料、上下水道課では上水道料金と下水道使用料、学務課では学校給食費と奨学金貸し付けなどがあげられます。

収入未済額の現状につきましては、平成31年2月1日現在で申し上げますと、先ほど申し上げました債権の総額は26億6,382万6,227円であり、納期の未到達も含めた収入未済額の総額は3億4,292万9,459円となっており、回収率は87.1%となります。

これらの収入未済額への対応につきましては、所管課ごとに定めた対応方針に従いまして対応しているところでございますが、基本的な流れを申し上げますと、初めに電話連絡や戸別訪問による督促を行い、期限を経過しても納付されない場合には催告書を送付、それでも納付されない場合にはサービスの提供を停止するという流れで対応いたしております。

ただいま申し上げた対応のほか、昨年12月の収納強化月間には、平日夜間や休日における相談窓口を設置いたしまして、相談機会の拡充にも取り組み、各関係課の連携を図りながら、公平性・公正性を確保するために納付勧奨、そして回収に努めているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 今、町長のほうからご説明がございましたが、3億4,200万円ほどの収入未済額があると。これは30年度現年度額のまだ未歳入もカウントしているわけですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） こちら、30年度現年含めたものでございます。歳入未済の総額でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 一応わかりやすく話を進めるために、平成29年度決算審査意見書記載の数値を拾ってみました。これは純然たる過年度分というふうなことになります。一般会計が1,933万円、あと特別会計が3,126万円、企業会計が1,774万円の計6,834万円と、そこに現年度がプラスされて、3億4,200万円ほどの未収額があるという

ふうに推測されます。

それで、決算意見書のほうには、監査委員のほうから、引き続き効率的で有効な徴収を行うことが望まれると結ばれております。税外債権については時効期間の違いなどがあり、不納欠損及び私債権の放棄がなければ滞納は残っていつてしまうわけです。収納については苦慮されているのではないかと思います。まず最初にお聞きしたいのは数字的なものでございますが、滞納債権の会計ごとの合計で結構でございますが、債務者数ですね、どれくらいいるものなんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 申しわけございません。集計方法として、ちょっと個別の件数まで各課で集計しておりませんでしたので、申しわけございません。あと必要であれば、また再度ご報告します。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 次の関連の再質問で必要なデータというふうなことで、お聞きいたしました。滞納者の方々については、滞納する理由というのはさまざまなわけですね。納期を失念したり、口座の中に金額が少なかったり、さまざまであります。優先順位がその税金が当初考えていたのに、やはり違う用途を考えてしまったりとか、その中で、病気や家庭環境などでやむを得ず滞納している債務者を除き、支払い能力があるのに滞納している悪質な滞納者、この方たちが大変行政のほうにとっては問題で大きな課題になってくるわけですが、全体的な割合でございますが、数字の積み上げが今ちょっとできないというようなことございますけれども、感覚的にどれくらいの割合でそういった方たちがいるのか、わかりますか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 税関係でちょっとご説明申し上げます。生活困窮者が約28.98%で、無財産によるものが27.6%、あと行方不明とか死亡等ございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 貸付金などの私債権の場合、時効期間が満了しても債務者からの引用がなければ、これ時効消滅は成立いたしません。債務者の破産、行方不明などの場合のこの私債権の場合の取り扱いは、今現状でどのような対応をなされているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） まず、福祉課のほうにつきましては、災害援護資金が貸付金というようにことになっておりまして、貸し付け件数につきましては昨日も述べさせていただきましたが、290世帯に貸し付けているというような状況になっておりまして、この災害援護資金の時効につきましては10年というようにことになっております。そして、この貸付金につきましては、昨年度から本格償還が始まったということで、まだ時効とそういう場面にはなってはきていないんですが、これはあくまでも災害、被災した方に対する貸し付けというふうになっておりますので、今後もその方々の経済状況等を把握しながら、債権回収というような形になっていくのかなというふうに思っております。

それと、介護保険料、これにつきましては、時効が2年と介護保険法の中でうたわれておりまして、時効が2年というふうになっておりまして、2年が経過すれば滞納……、不納欠損の処分をしているというような状況でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） まず、後期高齢者の保険料でございますが、今現在で、滞納されている方126名、パーセントで言いますと2.6%というような状況になっております。時効につきましては、公債権になりますので、これも規定されておりまして、催告書を送ってから基本的には2年というような形になっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 子ども未来課のほうは、平成29年、大きいところが保育料なんですけれども、10名ほど滞納されている方がいらっしゃいます。これまでの取り組みにつきましては、やはり督促状の発行であるとか、催告書の発行であるとか取り組んできたところがございますけれども、一応納め忘れ防止ということで、口座振替のほうを推進しているところがございます。また、それでも応じないという場合につきましては、児童手当とか扱っているところがございます。先ほど町長の答弁でもサービスのほうを停止するというお話がございましたけれども、一応窓口支給に切りかえまして、そのときに保護者の方いらっしゃいますので、そのときにお話をさせていただいて、収納につなげているといったところがございます。公債権の時効につきましては、児童福祉法のほうには特別の定めがないんですけれど

も、地方自治法にのっとして5年ということで時効になるというふうに……、5年で時効になります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、上下水道課です。上下水道課に関しましては、通常の水道料金、それから下水道料金、それから下水道に関しましては受益者負担金というものがございます。受益者負担金に関しましては、年度当初、それに関して新たな該当者に対しては当然説明会を実施しまして納付を促すと。その後、納付をされなかった方についても、督促状を発送しまして、未納の周知というものを行っておりまして、納めていただくというような方策をとってございます。それから、水道料金、それから下水道料金に関しましても、常に未納の場合は督促状を送って発送しています。

先ほど議員さんもおっしゃられていましたけれども、特に悪質な方に関しましては、悪質な方に限らず、まずは給水停止をしたいというようなことで催告書を一旦送ります。その中でいろいろお話し合いをして、なるべく給水停止へ持っていかない方法というのは、水に関しましては命の水というようなこともありますので、そういった方策はなるべくとらない。ただ、本当に悪質な方に関しましては、一旦停止というような強硬措置もとってございます。

それから、納付のやり方ですけれども、毎月15日に納付書を発送しまして、それから60日たったならば督促状、それから催告書を年2回発行すると。それで、給水停止を行うと。最後には、給水停止の予告書を発行ですね。そして、悪質な場合には停止するというようなこととございます。水道料金に関しましては、時効については2年、それから受益者負担金については5年ということで上下水道課のほうでは考えています。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 施設管理課につきましては、道路使用料、公共物使用料、公園使用料、駐車場使用料、住宅使用料等でございます。それで、道路使用料、公共物使用料、公園使用料等につきましては、100%納めていただいております。滞納がありますのは、住宅使用料になりまして、こちらにつきましては3カ月以上、1カ月、2カ月の方は納め忘れの方がございますので、少し省かせていただきますが、3カ月以上の方で現在32名の方がおられます。

納付につきましては、基本、公営住宅に入居していただく際に、口座振替にさせていただくようお願いをさせていただいております。納め忘れがないようにということのためでございます。こちらの引き落としにつきましては、月2回引き落とし日を設けさせていただいて、納め忘れを防止させていただいているところでございます。納付書で納めさせていただいている方もおられまして、納付のほうがおくれた場合につきましては、20日以上おくれた場合には督促状を発送させていただいて、通知をさせていただいております。その後、3カ月に達しても納付がない場合には、催告書を送付し、また、連帯保証人に対して納付履行協力依頼書を送付させていただいております。あわせて、個別に訪問させていただいて、納付の催告を促しているところでございます。現地に赴いた際に、留守の場合もございますので、その際には後日、電話連絡等を行いまして連絡をとり、個別に対応できる時間を設定しまして、納付についての催促を行ってきておるところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 学務課で取り扱っておりますのは、学校給食費になりますが、これは校納金として学校に納める中に含まれておりまして、この一般質問で出されたときには、一応未納額はないというようなことで100%でございます。奨学資金の貸し付けにつきましては、滞納者が18名ほどおります。それで、現在で言いますと、納期末到来分がありますが、その納期末到来を除けば85.48%の収納率というふうになっております。以上でございます。

そして、対応につきましては、給食費であれば、学校から最初電話、それからそれでもだめな場合は学校長名での催告書、それでもだめであれば、教育委員会からの電話、そして催告書、それから家庭訪問というような教育委員会のほうで家庭訪問をしております。奨学資金のほうにつきましては、電話の督促、それから催告書の送付、それから連帯保証人へ催告書送付、あるいは家庭訪問というようなことで、今取り扱っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） どうもどうも、細部にわたり、代表で回答していただけるものと私、勝手に想定していましたので。それで、今、各担当からご説明いただきました。やはりどうしてもまだ限定的なその対応であると。一生懸命やられているというふうに私は実感いたしました。ただ、なかなか債権により性質が異なってくるというふ

うなことがございまして、やはり若干聞いていますと、償還課ごとに滞納者に対する対応が若干ニュアンスが違ってきていると。そうしますと、やはり滞納整理情報とそれらを共通していくことによって、やはりある程度合理的なその対応ができるのじゃないかと。

まず、1点は、滞納整理情報ですね。共有しているのかと。あと、また、共通したようなマニュアルというものはお持ちなのかというふうな質問でございまして。代表で結構でございましてから。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 現在、債権管理条例等を設置はしておりませんが、各課連携しまして、納税強調月間等において連携しながら、税情報は各課に教えることもなかなかできないんですけれども、こちらから同じような滞納者がおりますので、その方について情報を共有しながら滞納整理のほうを行っている状況でございまして。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 一番最後の質問でございまして。税外債権の場合は自力執行権がないわけですね。税内債権に比べ、税外債権は財産調査などの権限も限定的なわけですね。私債権というようなことから。であるからこそ、債権管理については適正に行っていくと。つまり、全庁的な取り組みとして滞納の未然防止と情報の共有化や、債権に合わせた適切な管理プロセスが大変重要になってくるわけでありまして。町民に対する先ほど申し上げました公正・平等と財政の悪影響の観点から、適正な債権管理が急務でございまして。ここで、財源の確保と財政運営の見地から、町長、ご所見お願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） やはり、先ほど税務課長も申し上げましたように、なかなか出せない情報もございまして。その辺、ただ、それ以外の部分に関しましては、ぜひ共有をしながら、やはりどんどん前に進めていかなければ、自主財源としての大切な部分でございまして、滞納のないように今後とも進めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） （2）のほうに入ります。

財源の確保及び町財政の健全化に向けた債権回収の強化のため、債権管理（回

収) 条例の制定についての考えをお伺いいたします。

議 長 (佐藤 實君) 町長。

町 長 (山田周伸君) まず、債権の種別について申し上げさせていただきますが、地方自治法第231条の3に基づく公債権と、地方自治法施行令第171条に基づく私債権の二つに分けられます。さらには公債権につきましては、強制徴収公債権と非強制徴収公債権に細分化されます。具体的には、公債権のうち、町税、国民健康保険税、保育所負担金(保育料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道使用料などが強制徴収公債権に当たり、行政財産使用料や手数料などが非強制徴収公債権、そして私債権には水道使用料、町営住宅使用料、奨学金返還金、学校給食費、災害援護資金などが該当することになります。また、債権の種別によって、督促や回収といった対応についても法的効果に違いがあるところでございます。

現在、本町の債権管理は、地方自治法による法的枠組みにより実施しておりますので、債権管理条例を制定せず、その管理は各債権を所管する部署で作成しているマニュアル等を用いながら対応をさせていただいております。

条例を制定している自治体を拝見させていただきますと、債権が発生してから消滅するまで一連の事務処理を定め、債権の適正な管理と確実な回収に努めるという厳正な姿勢が示されており、住民負担の公平性の維持・確保を組織として包括的に対応することを目的とし、制定されているようでございます。また、制定の効果といたしましては、債権の管理を全庁統一のルールにより行うことになっているため、適正化や効率化が図れるほか、正当な理由なく滞納している場合には、規定に基づき滞納処分や強制執行、訴訟手続等の措置を講じ、回収実績の向上はもとより、公平性・公正性が担保できるといったことがあげられております。その一方で、資力のない方に対しては、これまで以上の厳しい処分や措置を講じるようになるとの不安の声もあるようでございます。

いずれにいたしましても、債権の管理に当たりましては、滞納者の状況を十分に把握した上で、それぞれの事情に応じた対応が必要となりますことから、支払いが困難な方であれば、平日はもちろん、時間限定ではありますが、昨年度からは休日・夜間相談も行いながら、滞納を放置することのないよう、各担当課へ相談していただける体制を構築しておりますとともに、その周知に努めているところでございます。

佐藤議員の質問のとおり、町が保有する債権は、町民の重要な財産であり、円滑な財政運営のために重要な財源でありますことから、収納対策を積極的、かつ適正に努めなければならないことは間違いありませんので、条例制定による効果や影響等を十分研究させていただきまして、制定の必要性や有効性について今後検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 大変前向きなご答弁であると思います。そこで、再度必要性を再質問でお訴えいたしたいと思います。

冒頭で申し上げましたとおり、亶理町の財政状況というのは厳しさを増していくというふうに考えた場合、返済期限が本格到来するあの災害援護資金貸付金や家賃低廉化事業などがありますが、やはり住宅使用料についての低廉化については、かなり限定的ではないかというふうに考えるわけです。そういった意味合いから、滞納がふえる心配があるわけであります。債権管理回収についても、全庁的に今町長から答弁があったとおり、方向性を明確化にするというふうなことが大変必要で、滞納自体をなくすことはある意味大変困難なことではありますけれども、このような認識に立てば、発生を抑止していくのじゃないかというふうな、そして早期督促につながり、債権管理がやはりしっかりとできるのじゃないかというふうに考えられるわけでございます。

本町において、所管課ごとに行っている滞納整理の管理条項、これは多分に対応への差、むらが生じているわけです。これは一貫した体制で行うというふうなことがこの条例化には大変必要なことであると思います。この点について、再度お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 組織的なこともございまして、先ほど町長答弁しましたとおり、一貫した収納対策というのは必要だと思っております。実際に、県内の債権管理条例の制定とか、そういった部署を設置しているのが、多賀城市から石巻市まで10市町あるようでございますが、その辺のところの情報共有も含めた中で、今後の機構ですね。その中で必要なこと等をよく研究しながら進めていければと思っておりますが、実際に先ほど税務課長が答弁しましたとおり、その滞納の関係の情報についてもある程度の共有は全然ないというわけではないんですが、その方の生活困窮の

関係もございます。そういったことも含めまして、福祉課も連携しながら、今その対応を行っている状況でございますので、ご理解をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 債権管理条例については、町の債権に関する事務について、必要な事項を統一的に定める、一つの私債権のバックボーン的な役割を果たすものでございます。そんなにその項立てについては多くはありません。そして、その債権の処理については、各おのおの法律で対処、処理するというふうなたてつけになっております。

平成29年度の町税の滞納処分実績を調べてみました。預貯金の差し押さえ、給与差し押さえ、還付金差し押さえ、交付要求等の処理件数が、平成29年で処分件数が223件です。滞納処分の実績件数。金額が2,216万4,491円の実績を上げておるわけです。これは税法による自力執行権がある強制徴収債権というふうなことから、法令にのっとり徴収しているわけでございます。やはり、片や法律で自力執行権がある。じゃ、片やない債権については、そこまで踏み込む必要がないというふうなことは絶対にならないと思うわけでございます。やはりバランスとして同じ債権の対応はこれでよいのかと私も思うわけでございます。同じ町の債権として、もう一步踏み込んで債権回収に取り組むべきだと私は思うわけです。

ただし、やはり先ほどお話し申し上げましたやむを得ない事情で納めることができない不納欠損してしまう徴収不能な方たちが、そのまま残しておけばやはり分母が大きくなってしまいまして、どんどん膨れ上がってくる、ある意味管理コストも大きくなってくるわけです。そういった意味から、そういった部分のコストにも見切りをつけるというふうな意味から、債権回収手続と不良債権の処理について総合的に規定した根拠規定である条例がまさしく必要ではあると思うのですが、この点についてご所見あればお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 同じような答弁になってしまいますけれども、やはりこの条例制定が効果があるというのは十分認識しておりますが、よく研究させていただきまして、効果が出るように進めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 最後になりますけれども、収納率の向上という目的を断固達成する

んだと、町の姿勢を示すことが大変重要であると思います。これは滞納者の方々及び町民に対して、また、職員が一丸となって取り組む士気にも影響するわけです。このようなことから、県内の他市町村ではもう既に制定されておりますが、ぜひ山田町長のご決意とご所見を最後にお問い合わせ申し上げます。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ただいまの前向きな検討をこれはさせていただきながら、ぜひやはり町民の皆様の大切な、どこから取れていないという部分は確かなことがありますので、生活困窮者、そういう方々には迷惑のかからないようにぜひ制定できればと思っております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 自主財源の確保に向けまして、条例制定についてぜひ前向きに進めていっていただければとご期待申し上げたいと思います。

続きまして、2つ目でございます。

教育委員会会議議事録等の公表及び広報につきまして。

開かれた教育行政として、学校、家庭、地域が連携・協働し教育環境の充実を図り、多様な保護者や地域住民のニーズに応え、理解と協力、信頼を得ていく必要があります。そのため、教育委員会会議等の審議状況や施策情報を町民に知らせることが重要であると考えます。このことにつきまして、次の質問を行います。

1番と2番については一括で質問いたしますので、続けて読み上げます。

（1）教育委員会会議及び総合教育会議の開催日程と傍聴案内や審議状況、施策の情報提供・広報にどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

2つ目、教育委員会会議及び総合教育会議の日程や会議録をホームページ等に公表・広報し、広く積極的な情報提供の実施について考えをお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） こちらに関しましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、（1）と（2）、関連性がございまして、一括で答弁させていただきます。

現在まで、教育委員会定例会議及び総合教育会議に係る開催日程、それから傍聴

案内や審議会議録を町民のほうには現在周知しておりませんでした。町長及び教育委員の日程調整の関係で十分な周知期間は今後もとれないかもしれませんが、努めて、今後ですね、ホームページ等で開催日時の周知や議事録等の公表に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、教育委員会の定例会議等につきましても、同様に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） まず、最初に、教育委員会の開かれた教育行政に対する基本姿勢についてお伺いしていきたいと思います。

その前に、亘理町議会における開かれた議会を目指すための情報提供について触れていきたいと思います。

まず、亘理町議会基本条例、議会の最高機関でございます。前文ですね。条例の顔とも言えるものですが、末尾に「議会に平等性、透明性を確保することにより、町民に開かれた議会を目指す」と結ばれております。次に、第2条第2号、議会の活動原則、「町民の代表機関であることを自覚し、公平性及び透明性を確保し、情報公開等を含め、町民から信頼を重んじられた議会を目指す」と規定されております。次に、第5条第1項第2号、町民との連携です。「議会は、町民に対し積極的に情報を発信し、情報の共有を図り、説明責任を十分に果たす。議会の会議は公開を原則とする」。そして、第13条第1項第2号に、議会広報の充実、町政に関する情報の広報、そして議会は、議案審議等を議会日より及びホームページで公表すると規定されております。これは、開かれた町議会として積極的に情報公開を通し、町民の皆様方との共有情報、説明責任と、そして多様な意見を町政に反映していくというふうな規範から設けられております。

そこで、教育委員会におかれては、開かれた教育行政についてはどのような方針、お考えなのか、教育長にご所見をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） まず、総合教育会議についてでございますが、今から4年ほど前に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4第6項に規定において、総合教育会議は公開するという法改正がありました。ただし、その中で、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、または会議の公正が害される恐れがあると認

めるとき、その他公益上の必要があると認めたときはこの限りではないと。同条7項におきまして、地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく総合教育会議の定めるところによりその議事録等を作成し、これを公表するよう努めなければならない。いわゆる努力義務。さらに、教育委員会の会議についても、会議の公開及び議事録の公表については、総合教育会議と同様、第14条に規定されております。いわゆる公開、そしてまた、議事録を公表するというように努めなければならないというふうになっておりますので、この法を遵守しながら、今後、先ほども答弁いたしましたように、町民に開かれた教育行政に努めてまいりたい、こういうふうに思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 亘理町教育委員会会議規則第2条に、招集の方法というのが記載されております。教育長が会議の3日までに会議の日時、場所及び会議に付議すべき事件を告示して行くと。町民の方々に教育行政に対する理解を深めていただくというような必要が当然ございますが、しかしこの情報が町民の皆様に果たして届いていたのかというふうなことがございます。この方法に対する町民の皆様の認知度って、どのくらいというふうに捉えていらっしゃるでしょうか。周知は今までなされなかったというような広報でございましたから、告示は当然なされるわけですね。公示は当然ながら公示の掲示板に添付されるわけですが、こういった周知の方法では、どれだけその町民の皆様方に認知度が捉えられていたかというふうな、その辺の認識はどうでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） その辺は十分つかめておりませんが、今後、大きな教育行政の課題がいろいろ出てまいります。例えば、再来年度ですね。平成32年度、平成ではないんでしょうけれども、2020年度から新学習指導要領が全面実施、小学校になります。それには、英語が5・6年で教科になります。そういうふうなことで、非常に保護者、地域住民の方々も興味関心を持っているんだろうというふうなことで、来年度から、本町では前倒しして、5・6年生は週2時間、年間72時間をやる予定にしております。そういうふうなことも含めて、非常に保護者はもちろんですが、興味関心ございますので、そういうふうなことを随時公表というか、周知していきたいなど。そして、もし、傍聴規定というのがございますので、傍聴する方

はもうまさにウェルカムでございますので、この規定に従って周知を図ってまいりたいというふうに思っているところであります。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 今、ご答弁がございましたとおり、教育委員会会議は互理町教育委員会傍聴人規則により会議が公開されておるわけです。その中で、当然守秘義務とか、秘密会については傍聴が制限されている。これは私も承知しておりますが、しかしながら、会議の日程等が周知されなければ、傍聴しに行きたくても行けないというふうな状況が当然出てきます。しからば、こういったことをどのようにお考えなのかというふうなことをまずお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） ちょっとその質問の趣旨、ちょっと私も非常に頭がかなり高齢化しておりますので、理解がないんですけれども、今は傍聴規定もございますので、それに従ったような傍聴は十分可能でございますので、周知を図ってまいりたい。そして、先ほども言いましたように、現在も開かれた教育委員会でございますので、いつでも保護者の方々来ていただいておりますので、ただ、定例の教育委員会の会議、今まで日程等を知らせていませんでしたので、今後、それをやれば集まってくる方が出てくるのではないかなど。このことは我々にとって大いに歓迎することだというふうに考えていますので、周知方法等も十分今後検討しながら、次年度からは実施していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 震災から8年たちますけれども、震災以降今日まで、傍聴人は何人いらっしゃったのかと。これが1点ですね。

あと、また、教育総合会議の会議内容議事録を見たい場合は、どのような手続を経るのか、この2点、お願いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） そのことについては、教育次長兼学務課長に答えさせます。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 今まで傍聴された方はいませんでした。そして、会議録を見たいというのであれば、総合教育会議は総務課のほうで記録しております。

そして、教育委員会の会議につきましては、教育委員会学務課のほうで保管してお

りますので、言っていただければお見せすることはできます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 次に、その公表状況、広報を私、調べてみました。宮城県と仙台管内の市町の教育委員会会議及び総合教育会議議事録のホームページの掲載状況を調査いたしました。宮城県と仙台市、名取市は、教育委員会会議及び総合教育会議の日程、議事録を掲載しております。現在もです。そして、岩沼市は教育委員会会議の日程のみを掲載いたしておりまして、議事録は掲載しておりません。そして、総合教育会議の日程、議事録は掲載しております。次に、山元町でございますが、教育委員会会議の日程、議事録は掲載なしです。しかし、総合教育会議の平成27年5月25日の第1回の総合教育会議の議事録だけは掲載されておりました。そして、山元町の場合、山元町総合教育会議運営要綱には、ホームページに掲載公表としっかりと明記されております。そして、本町でございますが、両方とも掲載されていなかったと。また、総合教育会議の運営要綱にもホームページに掲載公表とは明記されておらない状況でございました。

亘理町教育委員会として、各市町の取り組みと今比較してもらいまして、これ若干おくれをとっているのではないかというふうは思うのですが、このような現状認識についてご所見ありましたらお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 総合教育会議の詳細は首長のほうからなるわけでございます。したがって、先ほど次長が答弁したように、議事録は首長部局で作成すると。教育委員会の会議の議事録は学務課のほうでやっております。ただ、周知をしていなかったということは、若干落ち度かなというふうなことを私自身思っていますので、今後そのようなことのないように、首長部局と教育委員会の連携をさらに密に深めながら、異論のないように対応していきたい、こういうふうに思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 最後の質問をいたします。

やはり、このホームページで見ることの気安さですね。やはり政策意思決定をどのようにしているかというふうなことを簡単にホームページから見ると、いろいろなことが非常に便利な話であります。やはり足を運んである意味情報公開条例に基

づいて閲覧するというのは、非常にプレッシャーとハードルが高くなっていくわけなんでございます。そこで、地方行政における責任の明確化とか、地域との連携・協力の観点から、積極的な情報提供というようなことが必要性が叫ばれておりまして、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。教育委員制度が大きく改正され、議会のほうにも報告されております。その中の情報提供という部分が強化されているわけなんです。教育委員会と総合教育、こちらは新しく出てきたわけですが、朗読しますけれども、教育長より、地方公共団体の長は教育委員会会議及び総合教育会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するように努めなければならないと規定され、努力義務がここですます強化されているわけなんです。これを受けて、会議録を作成し、ホームページ等を活用し公表すること、また、教育委員会会議及び総合教育会議をより多く町民が傍聴できるよう強く求められる根拠がここで強化されているわけなんです。

そこで、この改正内容については、今後、新しいこの庁舎ができます。新しいステージが10月以降出てくるわけでございます。こういった機会を捕らまえて、教育委員会会議の見える化、透明性を高めることで町民の理解をますます得ると。そして、教育行政の施策を進展させていくというふうなことから、ぜひ、段階的にでもよろしいと思いますが、新しい庁舎、新築、供用開始に向けて、このような新しいステージに向けて、ご努力をしていただければ、議事録の整理や実施の調整がおありだと思いますが、傍聴環境も整えて、このような環境を整えていくというふうなことが非常に大切ではないかと思っております。最後でございます。ご所見をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 大変前向きなご意見をいただきまして、ありがとうございます。先ほどお話ありましたように、来年度中には新しい庁舎もできるわけでございますし、そうなりますとさまざまな面で今までとは違う環境でいろいろな会議等もできると思います。そして、傍聴なんかもご案内できるようになるのではないかと考えているところでございます。昨今、先ほど議員から話がありましたように、やはり近隣の市町と比べますと、ちょっとうちのほうが公開のほうがおくれているということもございますので、その点も含めて今後善処してまいりたいと思っております。どうもあ

りがとうございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） この地域の連携及び開かれた行政、開かれた教育委員会のためにご尽力をいただくことをご期待申し上げて、私の一般質問を終了いたします。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤邦彦議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、14時55分とします。休憩。

午後 2時45分 休憩

午後 2時54分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、1番、鈴木高行議員から早退の届け出を受理しております。また、教育長より退席の申し出がありましたので、これを受理しております。

次に、12番。大槻和弘議員、登壇。

〔12番 大槻和弘君 登壇〕

12番（大槻和弘君） それでは、12番、大槻和弘でございます。

きょう最後の一般質問というようなことになると思うので、皆さんお疲れだと思いうので、極力簡潔な形で進めたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

きょう、通告に従いまして、一つは公共交通対策について、それからもう一つは上水道の民営化についてと、この2点について質問をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

まず、1点目でありますけれども、公共交通政策について。

亘理町の75歳以上の人口は、平成29年で4,627人ですが、平成37年には6,192人と推計される。長寿社会の中で運転免許証の返納も求められる。今後、公共交通の役割はますます重要となっている。

1点目でありますけれども、長寿社会の中で、今後の町の公共交通政策を町長はどうするのか。ご答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今、ご質問にありました、町の公共交通政策でございますが、現在、町民乗り合い自動車、いわゆる町民バスにつきましては、さざんか号が路線型バス

として主要4路線を運行し、わたりん号は亙理駅を中心とした災害公営住宅と公共施設や医療機関などの市街地を結ぶ循環型バスとして運行しておりますが、議員ご指摘のとおり、今後、高齢化の進展がますます加速していくことが予想される中、免許証を自主返納された方も含め、高齢者に対する地域公共交通機関が担うべき役割は、一層重要になると認識しているところでございます。

そのような中、本町の公共交通政策につきましては、現在、デマンド型乗り合いタクシーの導入を含めた本町全体の公共交通機関の再構築に向け、国・県・警察・地元交通事業者・町民代表等で構成する亙理町地域公共交通会議などの場において、調査・検討を進めているところであり、具体的には、運行形態に関しましては、路線循環型で運行している町民バスではカバーできない交通空白地帯や、交通弱者の移動手段の確保を図るため、自宅から目的地まで配車するドア・ツー・ドア方式のデマンド型乗り合いタクシーを導入するとともに、町民バスは、利用者数の多い朝夕の通勤・通学時間帯は現行の路線循環を残し、デマンド型乗り合いタクシーと町民バスを併用する方向で検討しているほか、料金設定に関しましては、高齢者に対する一定程度割引するサービスや、運転免許返納者に対して免許証返納日から一定期間無料とするサービスなどを検討しているところでございます。

特に、デマンド型乗り合いタクシーの導入に当たっては、地元交通事業者の通常業務への影響等も考慮する必要があるなど、引き続き慎重な協議が必要であると認識しておりますが、持続可能なサービスを前提に、費用対効果を考慮した上で、住民ニーズに合致した利便性の高い交通網が構築されるよう、今後も公共交通政策の推進に努めていく所存でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今、お話をされましたけれども、基本的にマスタープランとこれありますけれども、ここの中にその公共交通政策というのが載せてはあるんですけども、具体的なものはこの中に載っていないんですね。だから、よくわからない、そういう点があるんです。もともと生活難民と言いますか、一つには交通弱者、それから買い物難民、あるいは通院難民とかATM難民、こういったようなことがよく言われるんですよね。そういった意味でいうと、この今ある交通体系というのが、本当にそれに対応してあるのかどうか。非常に少し私は疑問に思うところがありまして、一つね、今、朝夕の通勤の話とか出されましたけれども、通勤時間帯に駅と

バス、うまくこれが連携をとれているのかという、ちょっと見てみたんですよ。そうすると、これは亘理駅ですけれども、亘理駅で大体通勤時間帯というと7時台ですよ。7時13分とか27分、43分、これ仙台に行くやつですけれども、そういうのがあるんですが、それに対するバスは一体どうなっているかという、これは荒浜線だと6時52分というのがあるんです。それから、あとはサニータウン、これが7時3分というのがあるので、これについては確かにあるけれども、そのほかの南部線、北部線、これ、ないんですよ。つながりが。

だから、こういうふうな生活になっているし、特に北部線に至っては、朝、電車が43分出発なんだけれども、これ着くのが43分なんです。同じ時刻に着いては何の意味もないですよ。せっかくそこまで行って。こういったことがあるという。まず、ちょっとそういうことがあるし、日中においても同じなんですけれども、そういったところがあってつながりが悪いなというところがあって、これは逢隈駅も結構乗るんですよ。通勤。どちらかという、亘理町はベッドタウンというようなことがありますから、そういうふうな意味で言うと、そういったことがあるというようなことがあるんです。これも同じで、7時17分、30分、47分というのが7時台で仙台に行く電車はあるんです。これに対抗するのは何かという、亘理方面から来る53分というの、あるんです。ですが、これは一応合っているんだけれども、そのほかというの、あとは実際は亘理方面から来るという、どちらかという逢隈方面、北から来る人が多いわけですね、通勤ですから。見てみると、30分というのがあるんですよ。電車は31分です。だから、30分ね、大体7時半ころに出ると、大体8時半の仕事だというふうなことで、そのころの時間ですよ。やはり合っていないというのが現実にあるんです。

だから、もう少しこういったことを考えていかなければならないんじゃないかというふうに思いますし、あわせてもう一つ言うと、あと先ほど私言いましたけれども、買い物難民というようなことでお話し申し上げましたけれども、実際、買い物をするとすると、亘理町の中で何か数少なく、どちらか一番整っているのは生協ですよ。あそこのところはいろいろなところありますよね。ダイシンから含めてそういうのが、あと食べ物屋さんもそろっているということがあるんだけれども、実は私、去年になりますけれども、私住んでいる早川というバス停があるんですが、そのところにお年寄りの80歳過ぎているかな、その方が待っていたんです。ちょ

つと話、声をかけたのね。そうしたら、「今から生協に行くんです」と言うんです。生協に行くためには「えっ」と言ったんだけど、生協に行くためには乗り継がなくちゃならないんですよ。そこから出て亙理駅、そこで乗り継ぎをしていくというような格好になるんですけど、バスを見てみると、朝8時38分の早川を出るとすると、亙理駅前には8時57分に着くんです。26分ほど待って9時23分から亙理駅前から乗りかえて、みやぎ生協に着くのは9時31分。そこから次に帰りのやつというのは11時19分なんですよ。それに乗るためには1時間とちょっとしかないのね。買い物するといったって、ほとんど時間がないらしいんです。実際に聞いてみると、「急いで買わなくてならないんです」というふうなことを言われていて、これもちょっと問題があるのではないかなと。一駅遅い11時19分ぐらいの12時18分というみやぎ生協から出るやつがあるんですが、それで帰ってくると、今度は亙理駅で2時間半ほど乗りかえのために待たなくてはならないんです。

こういう交通体系だと、非常に利用しづらいというようなことがあると思うんです。私は、そういうふうな意味からいうと、マスタープランの中で出していますけれども、実際にやはり地域住民の声を聞かなくちゃだめだと思うのね。だから、新たにつくるというのであれば、地域住民あるいは公共交通の運行事業者、あるいは自治体、ここがやはり共助というか、もう協働というか、ここで一つの交通会議などつくって、その中で物事を決めていかなければならないのではないかなと私は思うんですが、今、私こう申しましたけれども、こういった考え方をどう思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） ありがとうございます。ご指摘のJRとの時間帯がうまく重なっていないとか、あとやはり今、さざんか号に関しては、亙理駅が始点になっておりますので、その亙理駅から先については、どうしてもそこでご不便を感じるところもあるかと思えます。ただ、私も一定の解決策としては、ごめんなさい、さざんか号とわたりん号をうまく併用できないものかなということで、わたりん号で、済みません、さざんか号で亙理駅まで来ていただいて、あとはわたりん号でこれでフリー乗車に対応いただくようなことを今やらせていただいているところではございますが、そのJRの出発時刻とのうまい調整も今できないというのは、やはり公共交通会議等でも問題にはされているところではあるんですが、やはり一度ダイヤ改正といいますか、この時刻改正になると、またちょっとそこは余り軽々にできな

いところもありますので、今町長が答弁したとおり、デマンド型タクシーの導入もあわせ、抜本的に今、変えようとしているところですので、いましばらく検討のお時間をいただければというところが正直なところでございます。十分にその今の問題については認識しております。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） わたりん号を併用すると言いますけれども、例えば逢隈地区なんか走っていませんので、わたりん号ね。そういうふうな意味でいうと、やはり全体的に考えなくてはならないんじゃないかなというふうに思うのと、2つ目に入りますけれども、新庁舎が完成……、新庁舎の完成後の運行ルート、これをどうするのかということがありますけれども、また、交通弱者対策として、岩沼市、それから山元町、この延伸もやはり必要になってくるのではないかというふうに思うんですが、これ前にも私言っている話ではあるんですけども、今回新庁舎ができることによって、交通体系変わると思うんです、大分。それに合わせて、やはりそういったところも検討していくべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょう。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） さきの質問で回答させていただいておりますが、現在、デマンド型乗り合いタクシーの導入を含め、本町全体の公共交通網の再構築に向け、調査・検証を進めておりますので、新庁舎完成後の町民バスの運行ルートにつきましても、本町全体の公共交通網の再構築にあわせて検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

また、ご質問のありました岩沼市、山元町への延伸につきましては、本町においても、町外の施設、特に岩沼市にあります総合南東北病院への運行について要望が寄せられているところでございますが、近隣自治体や町外交通事業者などとの各種調整が必要となることが予想されることから、山元町の宮城病院への運行等も含め、十分な調査・検討が必要であるということを今現在認識しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今言ったとおり、宮城病院なり、やはり南東北病院、こういうところに、ご存じのように亙理町では入院施設ありませんよね。そうすると、やはり使うというのはそういうところになってくるので、そこまで延ばすというのは、当然

今までの状態だと乗る人も少ないのは事実です。そういったルートをつくることによって、やはり乗る人も多くなってくのではないかというふうに私は思うんです。今、町長おっしゃいましたけれども、近隣の市町村の例えば岩沼市との協議が必要でないかとかと言いますけれども、名取市だって同じように、市長もかわりましたけれども、あの市長が南東北病院まで延ばすという公約をしたわけですよ。そのとおり昨年の4月ですか、からもう乗り入れしていますよね。だから、そんな難しい、確かに難しいことはあるかもしれないけれども、そういったことが現実的にできる問題だということは認識をしておいていただきたいし、そして私、名取市に行って聞いてみたんです。「問題あったんですか」と。そうしたら、「それほど問題なかった」と言うんですよ。だから、おのおの名取市のその交通会議、あとこちらの岩沼のほうの会議、両方ともスムーズにあって、それでちゃんと乗り入れがそういうことができたという話なんです。

だから、決してその岩沼市側に問題があるかということでは恐らくないと思うね。そういったことを考えれば、確かにタクシーの問題とかいろいろあるかもしれない。だけれども、それは乗り越えられる問題じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま大槻議員のほうからありましたように、名取市のほうでそのようなことになっているというのは認識しておりますが、やはり互理町もそれであれば一つ一つ条件をクリアできるかどうかを精査をしていく。確かに多分一番問題になるのは、岩沼市側のタクシー事業者の方ではないかと思っておりますが、その辺を含めて今後調査をしていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今言ったように、名取市から延ばしたときには、岩沼のタクシー会社というのは余り問題がなかったという話を私聞いているのね。そういうふうなことを考えれば、すぐできるんじゃないかなというふうに私は思っております。

先ほどちょっと町長言ったのも、ちょっと私、それ聞いたんだけど、免許証返納者に対して、一定程度のサービスとかを何かするというような話をちょっとお伺いしたんですけども、具体的にそれどのような形でやるかというのがわかれば。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 具体的にどうだという、お示しするのはもう少し後になるのかと思いますが、例えばほかの市町村自治体ですね。調べてみますと、利府町などですと1年間、返納者に対しては無料であるとか、あとは高齢者というのでも65歳以上になれば半額とかということで、そういった措置もとられているところもございますので、そういったサービスもきのうの条例のときにはそういった割引のお話とかもあったかと思うんですが、まずは今の交通体系の再構築にあわせて改めて料金体系も構築したいのでということで、お時間いただきたいということで答弁したと思いますので、こういった町長がお話しした一定の割引サービスなり、無料のサービスなりというのは、考えているのは事実でございますので、あともうしばらくしましたらお示ししたいと思います。以上です。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） ぜひ、今の件はやっていただきたいと思います。

その高齢者に対して、半分にすべきだとかということは前に一般質問で私、した関係もございますので、ぜひともそういったことも含めて検討していただきたいなというふうに思っています。

3つ目に移りますけれども、わたり温泉鳥の海への直行便について、その後どうなったのかということでお伺いをしたいというふうに思います。

以前、これについては一般質問でしていたわけですが、それについてお答えを願いたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） では、お答えさせていただきます。

わたり温泉鳥の海への直行便の運行につきましては、平成28年12月町議会定例会において、大槻議員の一般質問に対し回答しましたとおり、町民バスは公共交通機関として地域の生活交通の確保を目的として運行しておりますので、わたり温泉鳥の海だけに特化する直行便としてではなく、現行どおり路線型バスさざんか号のほかの停留所の利用者也考慮し、荒浜線の停留場所の一つとして対応することをご理解願いたいと思います。

なお、公共交通とは異なりますが、わたり温泉鳥の海を運営するホテル佐勘でも、集客力の向上を目的に、この2月に団体向け送迎用として29人乗りのマイクロバス

を配置し運行しており、宴会や宿泊を利用する10名以上の団体に対し無料送迎を開始しております。送迎エリアにつきましては、現在のところ、岩沼市、角田市、山元町の隣接市町までとしておりますが、今後、利用状況を見ながらエリアの拡大を検討しているということで、あわせてご理解を願えればと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 最初のお答えの中で、路線として延ばすということでもいいわけですか。その直行便というか、延ばすという話をされたと思うんですけども。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） それは直行便としてではなく、現行どおり路線型バスとして、さざんか号のほかの停留所の利用者も考慮して、荒浜線の停留場所の一つとして、今、温泉まで行っておりますけれども、あそこが終点になっていると思っておりますが、それでご理解を願いたいと。亙理駅からの直行ではなくて、そういうことをご理解願いたいという話をさせていただきました。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） すると、今の体系だということですね。（「はい」の声あり）

あと、わたり温泉の商業というか、先ほど言った角田までとか、そういうふうな形も含めて、それはそれで出す。今ももう既にやっているというような形になると思うんですけども、それはかつて町長の答弁のときに、土日というような話はしていたんですけども、土日以外でもやっているという形なんでしょうか。今言ったその……（「さざんか号」の声あり）さざんか号じゃなくて、その商業施設というか、温泉のですね。温泉バスについて。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらのほうの温泉のほうは、あくまでも10名以上という縛りがございまして、宴会や宿泊に利用する方10名以上であれば、土日に関係なくこちらのほうは運行している、送迎をしているということになります。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） わかりました。

4番目の質問になりますけれども、町民バスの利便性向上策はあるかということで、バス停以外でも乗降ができるなどの誰もが利用しやすいものとするべきではないかに対して。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 町民バスの利用性向上策につきましては、さきの質問に対し回答しましたとおり、自宅から目的地まで配車するドア・ツー・ドア方式のデマンド型乗り合いタクシーの導入を考えているところでございます。

デマンド型につきましては、公共交通が通っていない交通空白地域の解消や、交通弱者の移動手段を確保できるサービスとして、本町においても町民乗合自動車の運行当初から導入を検討し、課題となっておりましたが、地元交通事業者の理解が必要不可欠でございますので、住民ニーズとそれぞれのバランスを見ながら、本町に適した効率のよい運行形態を各関係機関と引き続き協議・検討しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そうすると、そのデマンドバスですけれども、その進捗はどのようになっているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 先ほども町長答弁させていただいたとおり、今、大体目途としては新庁舎完成後の新たな町民バス運行ルート、その設定とあわせて町民バスの、デマンド型タクシーの運行もあわせて検討しているところですので、新庁舎完成前後、ちょっと余り具体的な日にちまでまだ特定しておりませんが、大体そのあたりを目途にして、今検討を進めているところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） デマンド型についてはしばらく前から懸案ということですので、ぜひとも実現に向けて早目をお願いをしたいという、特にやはりお年寄りとか結構多いという、通常の路線バスの停留所まで行くのが大変という人がかなり多いというのは事実なので、ここはぜひとも推進をしてほしいなというのとあわせて、この利便性の向上策はあるかということで書きましたけれども、そういった意味でいうと、単純にバスを使うということ以外でも、停留所の件についてちょっとお話をしたいなというふうに思うんですよ。

これも早川の停留所になるんですけれども、実は昨年だったと思うんですが、昨年、私いろいろな方からお話をいただいていた、実はあそこは逢隈小学校の生徒が利用するんですよ。3時ころのバスで帰るというような形になるんですけども、

周りのいろいろな交通安全やっている方とか、そういう方たちがいるんですけども、あるいは民生委員の方とか、そういう方たちがいるんですが、あそこは停留所に、どこもそうかもしれないですけども、屋根がないんですよ。屋根がなくて、子供たち二、三十人くらい、二、三十人というか、10人とか15人とか、そのくらいの人数になったりするんですけども、それが雨が降ると、大変どこに行くところがないということがあって、非常に困っているということで、学校の先生からも言われたことがあるんです。

実際の引率している先生がいるんですけども、その先生からも言われたことがあって、去年ですけども、私よく実態知らなかったんですが、ちょうど夏ころだったと思うんですが、毎月1日と15日旗立てしますよね。あの旗立ての当番だったんです、私。だから、3時過ぎと4時ころかな、旗をしまいにしようかなと思って、ちょうどそのバス停のすぐ脇にあるんですよ。そして、私がうちを出て歩いて旗をとりに行こうかなと思ったら、雨が降ってきたんです、すごく。雨が降ってきたから、ちょうどそこに男の子が一人、雨の中来たんだよね。そして、ずぶ濡れ状態になっているのね。その男の子どうしたかという、ちょうどまいぐあいには電話ボックス1台あるんですよ、あそこに。電話ボックスに隠れたの。私が行って旗をしまおうと思ったら、怒られると思ったんだよね。怒られると思ったので、慌てて出てきたの。「出てこないで入ってろ」と言ったんですけども、結局そういうふうな子供たちというのは、朝、傘を持ってこないときもあるわけですよ。あるいは忘れたりする場合もある。

そうすると、そういったことがたまたまその子は3時じゃなくて少し時間がずれた4時ころのバスだったから1人だけだったんですけども、そういうふうな状態が出てくるということを見ると、やはり事実としてそのところはそれだけ利用者が、子供たちですけども、利用する事実があって、だけれども屋根もないというふうな状態ですから、だからそれを考えた場合には、やはり必要ではないかということでお話をしている、町のほうでも一旦予算要求というか、予算にはのったんだよね。ただ、非常にそういう意味では財政が厳しいというような折があって、それもたしか50万円だったですかね、あれね。それを削られたという結果があるんです。そういったことがあるので、私は確かにお金は困っていると思うんですけども、それにしたってそういうふうな実態があるとすれば、そこはやはり復活してもらって、

やはり実際に利用しているわけだから、ずぶ濡れになっている状態を考えた場合にはやはり必要ではないかと思うんです。いかがでしょう、これ。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 逢隈小学校の件と申しますか、その早川バス停の件は、こちらにも本当に十分認識はしていると今思っております。ただと申しますか、あとはほかの地区の要望等も、例えば新しい停留所の設置であるとか、ルートの変更であるとか、あと今お話あったデマンドタクシーの早期導入とか、さまざまな要望もいただいておりますので、そのところは先ほどの答弁にもつながりますけれども、今再構築中であるということで、ちょっとお時間いただいているところでございます。

具体的な逢隈小学校との対応ということも、別途協議もさせていただいて、例えばですけれども、小学校の極端に言えば庁舎内と申しますか、校庭内をバスの停留所とすることも可能であるので、そういったことも学校側に働きかけたりということもさせていただいております。50万円ちょっと落とさせてもらったんですけれども、もちろん事務事業見直しというのはいたずらに全部経費を削減するというのが目的ではないので、本当に必要な予算措置についてはもちろん対応させていただきたいと思っておりますので、今そういった状況であることをご理解いただければと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ぜひ、そう願いたいと思います。あそこは併設して、併設というか、隣に早川公園というのがあって、そこにいろいろな方たちが結構利用するんですね。その方たちも見ていますよ。だから、いろいろな方たちから私も言われてはいるんですけども、やはりぜひその点については子供たち、未来を担う子供たちですから、やはりその辺は考えていただきたいなというふうに考えております。

次の質問に移りたいというふうに思います。

次については、上水道の民営化についてご質問をさせていただきます。

昨年成立をした水道法改正により、宮城県は、コンセッション方式により水道用水供給事業運営の民営化を目指し、今秋にも条例化するとしている。ここで、コンセッション方式と書いておりますけれども、今度水道法が変わったことによって、このコンセッション方式ができることになったわけで、実際は施設の所有者じゃないと水道事業というのは運営できないということが、今度水道法が変わったこと

によって、そうじゃなくても、施設を持っていなくても、運営権というか、運営できるというふうに今度変わった。それがコンセッション方式です。

このコンセッション方式を利用して、今度は（１）ですけれども、本町は、仙南・仙塩広域水道より受水しているが、県からの説明と町長の考え方はどうかということで、県はそういうコンセッション方式でやるということになっていますので、そういった質問です。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 上水道の民営化についてでございますが、宮城県が進めているみやぎ型管理運営方式について、宮城県からは、水道事業の完全民営化ではなく、官民連携による業務委託の変更を行うものであり、災害時の対応や運営権者が撤退する場合などにおいても、宮城県が事業主体となったまま責任を持って管理運営すること、また、水道法改正を踏まえた今後の事業スケジュールの概要について、年明けの1月25日に宮城県公営企業管理者より説明を受けております。

仙南・仙塩広域水道より受水しております本町としましては、直接関係のある受水費用につきましては、宮城県からは、「今後の水量減少や更新費用の増大により見込まれる料金や負担金の上昇を、みやぎ型管理運営方式の導入によってコスト削減により料金上昇の抑制を期待する」との説明を受けております。しかし、より具体的な詳細な説明は受けておりませんので、仙南・仙塩広域水道受水団体連絡会等を通じまして、これから宮城県の説明を詳しく聞き、注視していきたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 水道法ね、改正をされたわけですが、ただ、水道法の趣旨というのは、第1章に書いてあると思うんですが、清浄にして豊富、低廉なというようなことが載ってあるんです。簡単に言うと、その水道というのは、きれいで安全だということですね。それとあと、豊富というのは常に一定程度安定的に水をできる。それから、低廉というのは値段が安くというような格好でね。これが水道法の基本なんですよ。

基本なだけども、この民営化することによって、県は民営化と言っていないですけれども、官民連携というような言い方をしていますけれども、実質、諸外国の例を見ていると、皆さん民営化とこれを言っているのです、私も民営化という言葉

を使いますけれども、この民営化することによって、非常に例えば清浄な水、きれいな水というふうに言いますけれども、私、技術的に言ってですよ、民間と、それから今自治体でやっているわけですね。そこを比べてみて、技術力どちらがあるかといったら、民間じゃないんですよ。自治他のほうがあるんです。それはなぜかという、民間はやっていないからです。だから、技術力の点については、そういう意味で言うと、自信を持って、川村課長いますけれども、自信を持ってこちらのほうが上だというのを言えるわけです、それは。間違いなく。

それから、あとは低廉というお金が安いというふうなところですけども、これについても、皆さん実はいろいろな努力をしながらやってはいますけれども、非常にそういう意味では料金値上げ、今後はしなくてはならないというふうなことがあるかもしれないけれども、今までずっと抑えてきたというふうな部分があるわけです。これが実際にその民営化になったらどうなるかといったら、ここは非常に問題だと思うんですよ。今、世界各国の中で、水道水を飲めるというのは200カ国あるうちの大体15カ国か、そのくらいしかないはずなんです。それほどの技術力があるわけですよ、日本の水道というのは。それを民営化というのは、趣旨からいって全然わからない、意味が。

だから、それはおかしいというふうなことと、あとは民営化するという理由の大きなものは、あれですよ。人員を削減するんです。ただ、今回の中では人員削減すると言っていないんです、県は。だから、何のための民営化なのか、よくわからないんですね。

具体的に話を聞いていない、今から聞くんだという話なんですけれども、その受水団体、受団連、受水団体連合会ですか、これの実際今、全体としてどう考えているのかというのはわかります。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらに関しては、上下水道課長よりお答えをさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、お答えします。

先ほどは技術力が上だと、大変ありがとうございます。ただし、浄水場等の実際の維持管理というのは、議員もおわかりのとおり、いわゆる業者が運営しております。

す。ただ、それを管理監督しているのが自治体職員だということで、その点については技術力ということでありありがとうございます。

それで、受水団体連合会というところなんですけれども、これは、県南で言いますと仙台市が代表幹事になっておりまして、仙台市以下17市町、県南のですね。塩竈、それから多賀城市、松島町とか利府町も入りますけれども、主に県南の市町が加盟している団体というところでございます。その中でも、年に数回会議が開催されます。これは受団連の会議ということなんですけれども、その中で、県に対してもこれまで疑問に思っていること、各市町なんですけれども、その疑問を常に県に対してはぶつけております。そのぶつけておる答えが、いまだ明確になっている部分、あるいは明確になっていない部分がございます。ということで、これからも受団連ということで、これが仙台市が代表なんですけれども、さらなる質問状等を提出しまして、明確な回答を求めているというような状況なんですけれども、水道法がまだ12月6日に制定されたばかりということで、県のほうでもまだ一步踏み込めた状態にしかっていないようなんですね。それらもありますので、今後のスケジュール感も含めて、県のほうにはさらなる質問を投げかけて、明確な答えを引き出すということで考えてございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 問題というか、受団連の考え方、今質問をぶつけている段階だということなんですけれども、県は実際問題、9月か11月議会で条例化をしようとしているんです、もう既に。これ条例化されちゃったら、これ通っちゃうということですから、時間も余らないというふうな状況なんです。そういった中での話なんですけれども、県がね、私が聞くには、県に対して質問しても、回答というのは、実際にやる企業が決まって、その企業が具体的なものを考えてやるんだというふうな言い方をしているようなんですけれども、それではちょっと話にならないなというふうな、それ決まっちゃったら終わりだし、決める前に一体実際どうやるのかというのが知りたいということで、だって人員も減らさないんですよ。減らさないと言っているんだから、減らさないで、それで技術力だって民間よりね、先ほどは浄水場はあれだと言ったかもしれないけれども、ただ、それを実際に運営するのはあれですから、運営者が一番大切なんですから、その運営権をやるというような格好になるんだけれども、そうすると実際問題、打ち出の小づちじゃないですけれども、民

営化して何のメリットがあるのかなというふうなところがあるのね。

これ、何のために民営化するのといったら、今から水道管が古くなって、それで入れかえしなくちゃならないというふうなことでしょう。それで何千億というふうなお金がかかるというふうな話ですから、とにかくお金をまずやらなくちゃならないということになるんだけど、実際はそれが具体的に決まっていないという段階です。当然、今からいろいろな話をしてもらいたいというふうに思うんですけども、現実としてはそういうふうな形になっていないですか。いわば、質問を出しても、今の段階で答えられないという格好じゃないんですか。そうだったとしたらば、いつまでたってもずるずるといって、この10月、11月とか9月、議会で決められちゃうということになるんですけども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） まさに議員おっしゃるとおりなんです。ということで、今先ほど言った受団連のほうでも、再三再四にわたってお話をさせてもらっている。今現在、そのスケジュールの中では、この2月の末ですかね。いわゆるアドバイザー契約というのを県のほうで結んだようです。というのは、どういうものを今後しなきゃならないのかという細部にわたって、ちょっと業者はあれなんですけれども、監査法人、これ日本の代表的な監査法人が受注したというお話を聞きましたけれども、そちらがこれこれ、こういう業務をやるというそのストーリーをつくって、それに基づいてどういった形の提案がやってもらえるかというようなことで、初めて業者がいろいろな手を挙げてくると。その話が出ないうちには、本当に何も出てこないというふうなことしか、県からは言われていないんですよ。

ですから、再三再四にわたって関連市町にとっても全然わからないことが多いので、その辺は十分お話を聞きながらやっていくというのが、今の状態、現状ということでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ぜひとも頑張ってくださいというふうに私は思うんですよ。これは、実際民営化になったとしたら、今までなかった民営化になっちゃうと、法人税が発生するわけですよ。そのほかに、株主に対する配当も出るわけですよ。今までなかったですね。民間じゃないですから。ところが、これが出てくると。人件費だって先ほど言ったとおりだし、これ、このままだったら間違いなく将来的に、常

識的に考えればですよ、値上げせざるを得ないということになってしまうんです、これは。

現実問題として、諸外国でも、実際今までこのコンセッション方式、いろいろなところでやってきたんですよね。だけれども、それ、結局料金値上げとか、あるいは水質が悪くなったとかと、そういったところから、皆さんもう再公営化というか、また公営に戻しているのが現実なんです。今まで267ほどの都市がもう再公営化しているんですよ。再公営化していないところだって、現実には途中で契約を打ち切っちゃうと違約金取られるので、それで打ち切れないところだってあるのね。そうすると、これ、今回宮城県がやろうとしているのは、ほかの国でやってきたことの1週おくれ、2週おくれのことをまたやろうとしているんですよ。だから、目に見えてこのままでいくと、民営化されて、いずれは料金値上げにつながるということが、私は明らかではないかというふうに思うんです。

そういったところから、ぜひとも受困連通じてでも何でも、明らかにさせて、それで、実態を聞き出していただいて、判断をするときには民営化しないという判断をしていただきたいと思うんですけれどもね。ぜひとも頑張っていただきたいというふうに思います。

あと、今言った中身で間違いはないと思うんですけれども、そうじゃないですか、実際。その配当金、法人税なり株主配当となるわけだから、当然高くなると思うんです。

議 長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） その件に関しましても、県のほうからはある程度の回答というか、概要書の中で話は聞いております。これらについては、これまでの先ほど言った浄水場の管理とかの運営を任せている業者に関連なんですけれども、そちらに関しても、これまでもいわゆる財務状況とか役員報酬とか、そういった株主配当とかということの状況調査というのは、実際にはしておらなかったというところなんです。今後のそのみやぎ型管理運営方式に関しましても、運営権者が性能発注、いわゆるこれこれこれだということが満たされれば、それに関する例えば材料費の調達とか、そういったことまでの契約に関しましては、いわゆるその運営権者の権限の中で行えるということで、その中でも役員報酬とか、先ほど言った株主の報酬についても特に把握する必要はないということで考えてはいないということで回答の中ではない

ただいているんですけども、それを県あるいは周りの第三者も含めてですけども、モニタリングしながら運営状況を確認するというのが、県の今考えているスタンスのようです。

それから、先ほどの諸外国の話も一つなんですけれども、こちらも267件ですか。200件以上がそういったことで再民営化しているということ……（「再公営化」の声あり）あ、再公営化ですね。再公営化しているというような話も受けています。ただ、県のほうでは、これも一番悪い例とかというのを引き合いに出して持ってきています。それも含めて、それについては先ほど言ったモニタリングの状態がうまくなかったと。早急に進めてしまったのが原因だというふうな分析をしている一面もございます。そういうことで、今までいろいろ県のほうでも検討してきた中で、いろいろなことをモニタリングしていけば大丈夫であろうというふうな話は受けているんですけども、こちら先ほど議員おっしゃるとおり、それが全てではないと思いますので、県のほうの動き、それから説明を注視していきたいというように考えてございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今の状態で幾ら質問してもしょうがないというふうに思うので、県のほうがそういう答えというようなことですから、だけれども実際問題、今言ったモニタリングも、セルフモニタリングというような格好でやって、だから業者がモニタリングやって、それが正しいかどうかというのを県が見るということですから、きっちり全部見るという形にならないと思うんですよ、これ。

それから、情報公開の問題も出てくると思うんです。どこまで情報公開してくれるのか。のり弁じゃないけれども、途中で黒く塗られるというようなことだって今後出てくるというふうになると思うし、あと、何と言ってもそれ、20年間の運営権を売却するのに20年間ですよ。20年間たったら、ほとんど宮城県の間人というのは、実際に運営する民間会社、こちらのほうが全部わかっている、宮城県の間人というのは技術力落ちてくるのは当然の話なんです。だから、いろいろなことで説明を求められても、県はわからなくて、いわば企業の言いなりになってしまうという可能性もあるわけです。だから、ぜひともそういった意味では、この民営化というのは非常に問題だというふうに思います。

これ以上言ってもしょうがないので、次の2番目の質問に移りますけれども、そ

れでは、本町水道事業の今後の運営方式に変更はあるのかということについて、お答えを。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 宮城県が進めておりますみやぎ型管理運営方式は、宮城県が運営しております宮城県広域水道の管理運営方式の変更でありますので、本町の水道事業の運営方式が直接変更となるものではございません。

今回の水道法の改正では、市町村の上水道事業の広域連携について、都道府県が推進するよう努めなければならないとする責務の明確化もされております。

宮城県からは、みやぎ型管理運営方式と市町村の関係について、官民連携と広域連携を組み合わせた発展的連携を考えていることも伺っております。事業の連携につきましても、宮城県及び関係市町村で上水道事業と下水道事業それぞれにおいて検討を始めております。これからの宮城県の詳細な説明を聞きまして、最適な運営方法を検討したいと考えているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 今やっているのは、県でやっている水道局事業というようなことで、これについてはそのコンセッション方式というようなことがありますけれども、ただ、亘理町、受水してからこちらの部分については、今の段階ではというようなお話ですけれども、私はコンセッション方式というものを同じように考えられると困るなというふうに思うし、やるのであれば、私は今後将来ですよ、仮にやるのであれば、広域連携というようなやり方もあるんですよ。亘理町と、あとほかの市町村も含めて、そういった形でやるというのが、本来はそちらじゃないのかなというふうに思うんです。そういった考え方についていかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 先ほど議員がおっしゃられましたけれども、水道事業は極めて公共性の高い事業でございます。よって、市町村それぞれが責任を持って運営していくのが原則ということで私は認識してございます。しかしながら、県でも言っていますけれども、人口減少、それから使用量の低下など、厳しい経営状況の中で、いかに持続可能な事業運営、それから効率的な運営をしていくかということを考えれば、コンセッションということじゃなくて、いろいろな民との連携ということで、あるいは先ほど言った周りの近隣の市町と連携というのは当然かかわってくるとい

うところでございます。

今現在、既に上下水に関連して、何が連携できるのか、あるいは下水に関しましては例えばマンホールポンプの維持管理を一括で発注したりしてとかですね。そういった方法もいろいろ考えてございます。水道もそうです。料金の徴収にしても、一括して行えないのかという検討には入ってございます。それを含めまして、さらなる検討を進めていくというところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 最後になりますけれども、最後の質問として、今受水を受けていますけれども、受水料金の改定の時期が来ると思うんです。今の状況の中で、まだコンセッションになっていませんから、こういった状況の中で、この受水料金というのは当面どうなっていくのか。ここだけ教えていただきたい。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 受水料金に関しましては、実は32年ですかね、32年度からの料金改定ということで今現在話を進めております。ただ、その中でも、県からの水を買うわけなんですけれども、その買うことが、今までのその計算式でいいのか悪いのかというところでも、今現在さらに検討してございます。ただ、今の状態では、現在の受水料よりは下がるという形を受けてございます。ただし、コンセッションが導入されれば、県のほうからの説明の話になるんですけれども、一旦は下がる、一旦というか、まず下がるんじゃないかと。当然、リスクということで下がっていくということで、それをどこまで下げられるかというのが県の話なんですけれども、今の説明の中ではまずは下がっていくというような話を受けております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 県の検討委員会の中では、民間企業も入って検討委員会やった段階では、このままではこのコンセッション方式をやれば、値上げせざるを得ないんじゃないかという内部の声があるんです。企業で。ただ、企業としても、これを値上げすることになったら、私たちのせいになるということも心配しているというような声もあるのね。だから、非常にすごく危惧をするところですし、受水料金については一定程度下がるみたいなお話だったので、ぜひそういったことを含めてやっていくためにも、現行の制度の中でやるのが一番いいのかなというふうなことを申し上げて、私の質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって大槻和弘議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は、通告6番までとして、通告7番からの一般質問は3月6日行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問は、3月6日午前10時から継続することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時48分 延会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 渡邊 重益

署名議員 小野 一雄